

定款・規則・規程集

令和 7 年 10 月



一般社団法人 京都府歯科医師会

目 次

一般社団法人京都府歯科医師会定款	1
一般社団法人京都府歯科医師会定款施行規則	10
一般社団法人京都府歯科医師会代議員選挙規則	14
一般社団法人京都府歯科医師会選挙規則	16
一般社団法人京都府歯科医師会会長予備選挙規則	24
一般社団法人京都府歯科医師会役員選挙実施要領	29
一般社団法人京都府歯科医師会財産の管理及び会計に関する規則	32
一般社団法人京都府歯科医師会監査規則	35
一般社団法人京都府歯科医師会代議員会議事運営規則	37
一般社団法人京都府歯科医師会裁定審議会規則	41
一般社団法人京都府歯科医師会表彰審議会規則	43
一般社団法人京都府歯科医師会役員報酬審議会規則	44
一般社団法人京都府歯科医師会委員会設置規則	45
一般社団法人京都府歯科医師会部、室及び事務局設置規則	47
一般社団法人京都府歯科医師会警察歯科部規則	49
一般社団法人京都府歯科医師会名誉会員規則	51
一般社団法人京都府歯科医師会理事会運営規程	52
一般社団法人京都府歯科医師会役員報酬等支給に関する規則	55
一般社団法人京都府歯科医師会役員費用弁償等支給に関する規程	57
一般社団法人京都府歯科医師会役員倫理規程	58
一般社団法人京都府歯科医師会役員懲戒規程	60
一般社団法人京都府歯科医師会内部統制室規程	62
一般社団法人京都府歯科医師会会員の異動届出等に関する取扱規程	63
一般社団法人京都府歯科医師会旅費規程	65
一般社団法人京都府歯科医師会死亡見舞金・罹災見舞金支給規程	67
一般社団法人京都府歯科医師会医療事故対策処理規程	68
一般社団法人京都府歯科医師会学校歯科部会規程	70
一般社団法人京都府歯科医師会学校歯科部会規程施行細則	71
一般社団法人京都府歯科医師会団体保険取扱規程	72
一般社団法人京都府歯科医師会会館管理規程	73
一般社団法人京都府歯科医師会会館使用規程	74
一般社団法人京都府歯科医師会歯の衛生センター設置規則	80
京都歯科サービスセンター運営規則	81
京都歯科サービスセンター業務細則	83
京都歯科医療技術専門学校運営規則	84
京都歯科医療技術専門学校業務細則	86
京都歯科医療技術専門学校学則	88
歯の衛生センター附属研究所運営規則	97
一般社団法人京都府歯科医師会図書閲覧・貸出規程	99
京都府歯科医師会図書閲覧・貸出心得	100
一般社団法人京都府歯科医師会視聴覚教材視聴・貸出規程	101
京都府歯科医師会視聴覚教材視聴・貸出心得	102
一般社団法人京都府歯科医師会事務局組織規程	103

一般社団法人京都府歯科医師会 定款

定

款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会を、一般社団法人京都府歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都市中京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という）及び郡市区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって国民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一 医道高揚に関する事項
- 二 社会保障制度における国民歯科医療の確立に関する事項
- 三 公衆衛生・歯科保健の研究と国民への普及啓発に関する事項
- 四 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項
- 五 歯科医学教育の研究と整備に関する事項
- 六 歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士及び歯科補助者の研修に関する事項
- 七 国民及び会員への広報活動に関する事項
- 八 京都歯科医療技術専門学校の運営に関する事項
- 九 歯科医療従事者等の養成及びその無料職業紹介に関する事項
- 十 京都歯科サービスセンター、休日急病歯科診療及び歯の衛生センター附属研究所の運営に関する事項
- 十一 会員の福祉・歯科医業の向上による国民の健康と福祉の増進に関する事項
- 十二 その他本会の目的を達成するに必要な事項

2 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。

3 第1項各号の事業は、京都府において行うとともに必要に応じて府外でも行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をおく。

- 一 正会員
- 二 準会員

2 前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。

(正会員の資格の取得)

第6条 前条の正会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、京都府内に就業所又は住居を有する歯科医師のうち、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

ただし、本会が承認した郡市区を区域とする歯科医師会（以下「郡市区歯科医師会」という。）の会員（京都府歯科医師会の正会員に相当する会員）に限る。

2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、郡市区歯科医師会を経て本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 正会員は本会入会を経て、同時に日本歯科医師会の会員となる。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章代議員と同様に本会に対して行うことができる。

- 一 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- 二 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- 三 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- 四 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- 五 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- 六 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 七 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- 八 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、代議員会並びに理事会の決定事項に服する義務を負う。

2 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を郡市区歯科医師会を経て本会へ提出しなければならない。

2 会員は退会しても、支払った入会金、会費及び負担金の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第10条 郡市区歯科医師会の会員（京都府歯科医師会の正会員に相当する会員）たる身分を失った者は、当該歯科医師会から本会に通知があったときから本会の正会員たる身分を失うものとする。

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは、催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

2 前項により退会となった者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会

の承認を得て、正会員の資格を復すものとする。

3 本条の退会については、第12条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第12条 正会員であつて、次の各号の一に該当する者は、戒告、正会員の権利（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の権利を除く。）の一部停止又は除名することができる。

- 一 歯科医師としての職務をけがした者
- 二 本会の体面をけがした者
- 三 本会の綱紀をみだした者
- 四 正会員たる義務を怠った者

2 前項に規定する戒告又は正会員の権利の一部停止又は除名は、裁定審議会の決議、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。ただし、代議員である正会員の、代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。

3 前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、所属の郡市区歯科医師会及び本人に通知する。

4 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定に関する規則に従い、理事会の決議を経て再入会することができる。

(準会員)

第13条 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会主催の歯科医学会に出席し、その学術研究を発表し、又は本会の会誌及び刊行物を受けることができる。

2 準会員の資格、入会、退会、除名及び会費、負担金等の必要事項は、定款施行規則で定める。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第14条 本会は、代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 代議員の数は、各郡市区歯科医師会に所属する本会の正会員60名までは2名とし、それを超える場合は30名毎に1名を加える。ただし、30名に満たない端数がある場合は、1名を加えるものとする。

3 代議員を選出するため、郡市区歯科医師会において本会の正会員による選挙を行う。ただし、郡市区歯科医師会において代議員会が存在する場合は代議員会において選挙を行う（郡市区歯科医師会の正会員が他の正会員と等しく代議員選挙に立候補する権利及び選挙する権利を有する場合に限る）。なお、郡市区歯科医師会代議員のうち、本会の正会員でない者は、本会代議員選出について議決権を有しない。代議員選挙を行うために必要な規則は別に定める。

4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取

消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まれないものとする。

7 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 予備代議員の数、選出方法及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。

（代議員の資格の喪失）

第15条 代議員会は、第12条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には正会員の資格は喪失せず、正会員の資格については第12条の定めに従う。

2 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- 一 第10条により正会員の資格を失ったとき
- 二 郡市区歯科医師会の所属を変更したとき
- 三 辞任したとき
- 四 死亡又は退会

第5章 代議員会

（構 成）

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権 限）

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一 役員（「理事及び監事」を言う。以下同じ。）の選任又は解任
- 二 事業計画書及び収支予算書の承認
- 三 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 四 定款及び定款に基づく規則の制定変更
- 五 入会金の額並びに会費及び負担金等の額
- 六 役員の報酬等の額
- 七 裁定審議会委員、選挙管理会委員、同予備委員、役員報酬審議会委員の選出
- 八 代議員の資格の喪失
- 九 正会員の戒告、権利の一部停止、除名
- 十 解散及び残余財産の処分
- 十一 その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(日本歯科医師会代議員の選出)

第18条 日本歯科医師会の委託に基づく日本歯科医師会代議員及び同予備代議員の選挙は代議員会で選出する。

(開催)

第19条 代議員会は、定時代議員会として毎年度6月に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第20条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第21条 代議員会の正副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第22条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 代議員は、予備代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1名につき1個までしか、代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第23条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 代議員の資格の喪失

二 正会員の除名

三 監事の解任

四 定款の変更

五 解散

六 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名捺印し、これを本会に保管する。

第6章 役 員

(役員の設置)

第25条 本会に次の役員を置く。

理 事 22名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

6 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員の選任及び解任)

第26条 役員は、代議員会の決議によって選任及び解任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

5 役員は、正会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第27条 本会においては、理事会の決議により、次の役職を置く。

2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は3名とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。

4 専務理事は1名とし、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故があるとき又は会長及び副会長共に欠けたときは、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。

5 常務理事は4名以内とし、会長の旨を受けてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。

6 前各項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、予め理事会で決めた順位に従い、常務理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

- 2 補充として選任された役員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、他の役員の任期の終了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第30条 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第31条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則にしたがって算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

- 2 役員に対して、旅費、宿泊費その他費用を弁償することができる。費用の弁償に関し必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(責任の免除)

第32条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構 成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 前項第三号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計及び財産

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第五号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号の書類については、定期代議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は、平塚靖規とする。
- 3 本会の移行の登記後最初の理事は、移行登記の前日理事であった者と同じとし、その任期は平成25年6月の定時代議員会の終結の時までの任期とする。
- 4 本会の移行の登記後最初の監事は、移行登記の前日に監事であった者とする。
- 5 この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は定款施行日から平成27年6月末日までとする。
- 6 この定款の施行後最初の代議員会議長及び副議長は、定款施行後最初に開催された代議員会で選出し、その任期は平成27年6月末日までとする。
- 7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和2年4月1日より施行する。(代議員の定数変更)

一般社団法人京都府歯科医師会 定款施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 定款第5条第1項に規定する本会の会員種別は就業形態等により次のとおりとする。

(1) 正会員

第1種

i 診療所、病院、医育機関、介護老人福祉施設等の開設者、管理者、歯科的責任者等である歯科医師

第2種

i 第1種会員が所属する診療所、病院、医育機関、介護老人福祉施設等に勤務する歯科医師

ii 公務員である歯科医師

iii 以前より本会の正会員で診療に従事しなくなった歯科医師

(2) 準会員

第3種

i 病院、医育機関、介護老人福祉施設等に勤務する歯科的責任者で、勤務又は経済上の都合その他の事由によって正会員としての義務を果たすことができないと思料される歯科医師

ii 公務員である歯科医師、又は研究機関に勤務し診療に従事しない歯科医師

第4種

i 第3種会員が所属する病院、医育機関、介護老人福祉施設等に勤務する歯科医師

ii 診療に従事しなくなった歯科医師で、第2種正会員になる資格を有するが、その資格を放棄する者

2 前項で掲げる正会員のうち第1種会員が通算30年以上本会の会員であって75歳以上に達した時は、当該診療所等に所属するその他の正会員のうち、1名をその責任者である第1種会員とする。ただし、第2種会員のうち、公務員である歯科医師および病院・医育機関・介護老人福祉施設等に勤務する歯科医師はこの限りでない。

(入会申込書の記載事項)

第3条 定款第6条に規定する入会申込書は本会が別途定める様式とし、入会申込書には、生年月日、住所、就業所の名称及び所在地、歯科医師免許の年月日及び番号等を記入し、それぞれ署名押印しなければならない。

2 前項の入会申込書については、郡市区歯科医師会の会長の署名・押印がなされなければならない。

3 定款第13条に規定する準会員の入会は、本条第1項の規定を準用し本会へ直接提出するものとする。

(住所と就業所とを異にする場合等)

第4条 定款第6条に規定する正会員の入会手続において、住所と就業所とが郡市区を異なる場合は、就業所のある郡市区歯科医師会の会員として手続をするものとする。

- 2 郡市区を異にして二以上の就業所を有する場合は、主たる就業所のある郡市区歯科医師会の会員として、前項の入会の手続をするものとする。
- 3 就業所の廃止等により就業していない会員は、住所地の郡市区歯科医師会の会員とする。ただし、住所地が就業時に所属していた郡市区歯科医師会と郡市区を異なる場合は、所属していた郡市区歯科医師会の承認を得て同歯科医師会の会員とすることができる。
- 4 準会員については、本会が直接管轄するものとする。

(記載事項変更の届出)

第5条 正会員は、第3条の記載事項に変更を生じたときは、その所属の郡市区歯科医師会を経て、すみやかに、本会に届出なければならない。

- 2 準会員は、第3条の記載事項に変更を生じたときは、本会に直接届出なければならない。

(準会員に関する準用規定)

第6条 準会員の義務、退会、戒告、除名及び会費、負担金については、定款第8条、第9条、第11条、第12条の規定を準用する。ただし、第9条の退会は、本会へ直接提出するものとする。

(通算30年以上在会で75歳以上の正会員)

第7条 通算30年以上本会の正会員であって、75歳以上に達した正会員は、会費を減額又は免除する。

(入会金)

第8条 本会に入会するものは、次の入会金を本会に納入するものとする。

- (1) 正会員 第1種 30万円
第2種 納入を猶予する
- (2) 準会員 第3種 1万円
第4種 納入を猶予する
- 2 正会員が準会員に種別異動するときは、以前に納入した入会金は返還しない。第3種会員が第4種会員に異動するときも同様とする。
- 3 第2種会員が第1種会員に種別異動するとき及び第4種会員が第3種会員に種別異動するとき並びに準会員が正会員に種別異動するときには、第1項に定められた入会金を納入する。
- 4 入会金は入会申込と同時に納入する。
ただし、入会を拒絶されたときには本会は直ちにこれを返還しなければならない。

(会費、負担金)

第9条 会費及び負担金は、代議員会においてその金額を決める。

- 2 第2種、第3種、第4種の会員は、代議員会の決定により本会の会費を減額することができる。
- 3 第7条に該当する会員の会費の額は、該当した日の属する年度の翌年度分から、第2項に定める第4種の会費の額を準用する。ただし経済的事由により、会費の支払が

困難と思料されるときは申出により理事会の議を経て、会費の納入を免除することができる。

(会費・負担金の納入)

第10条 会費及び負担金は原則として現金又は銀行振込によって、毎月納入するものとする。

(納入方法)

第11条 会費及び負担金は、前条によるの他、社会保険診療報酬支払基金京都支部より受領する報酬金より毎月その月分を納入することができる。

(納入期間及び納入猶予)

第12条 会費及び負担金は会員になった月より退会の月まで納入する。

2 会員のうち病気その他の事情により会費、負担金の納入が不可能若しくは困難な者については、申出により理事会の議を経て、その納入を猶予することができる。

(2以上の就業所を有する会員)

第13条 会員がその所属する郡市区歯科医師会以外にも診療所を有し、会誌その他刊行物をその就業所毎に配布を受けることを希望するときは、申告により理事会の承認を経て手数料を払った上で、配布を受けることができる。

2 前項に定めた手数料の額は、第1種会員の月額会費の2分の1とする。

(日本歯科医師会の会費等)

第14条 正会員は、本会会費及び負担金と同時に、日本歯科医師会の会費及び同福祉共済負担金を納入するものとする。

(郡市区歯科医師会の承認)

第15条 定款第6条第1項に規定する本会で承認した郡市区を区域とする歯科医師会とは、本会の定款と抵触しない定款又は会則で設立された郡市区を区域とする歯科医師会であって、本会の理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の本会で承認した歯科医師会は、次のとおりとする。

- (1) 京都市 北歯科医師会 (北区)
- (2) 京都市上京歯科医師会 (上京区)
- (3) 京都市中京歯科医師会 (中京区)
- (4) 京都市下京歯科医師会 (下京区)
- (5) 京都市 南歯科医師会 (南区)
- (6) 京都市左京歯科医師会 (左京区)
- (7) 京都市東山歯科医師会 (東山区)
- (8) 京都市山科歯科医師会 (山科区)
- (9) 京都市右京歯科医師会 (右京区)
- (10) 京都市西京歯科医師会 (西京区)
- (11) 一般社団法人京都市伏見歯科医師会 (伏見区)
- (12) 京都府乙訓歯科医師会 (乙訓郡、長岡京市、向日市)
- (13) 京都府宇治久世歯科医師会 (宇治市、久世郡、城陽市)
- (14) 京都府山城歯科医師会 (綴喜郡、相楽郡、八幡市、京田辺市、木津川市)

- (15) 京都府口丹波歯科医師会（船井郡、亀岡市、南丹市）
- (16) 京都府丹波歯科医師会（福知山市、綾部市）
- (17) 京都府舞鶴歯科医師会（舞鶴市）
- (18) 京都府丹後歯科医師会（与謝郡、宮津市、京丹後市）

（郡市区歯科医師会との連携）

第16条 本会と郡市区歯科医師会は連携して、定款第3条及び第4条の実現に努力する。

（郡市区歯科医師会との取り交わし）

第17条 本会と郡市区歯科医師会は前条の実現のために、必要に応じて協定書を取り交わすこととする。

2 本会と郡市区歯科医師会は、前条の実現のために、郡市区歯科医師会会长会議を設けることができる。

（部、室、委員会）

第18条 定款第3条及び第4条を実現するため、本会に部、室、委員会を設けることができる。

2 前項に関する規則は別に定める。

（規則の改廃）

第19条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 前項の設立登記の日から第9条の代議員会決議があるまでの間の会費及び負担金は別紙のとおりとする。

※本附則2にかかる「別紙」の掲載は、割愛しております。

附 則

この規則は、平成29年6月25日より施行する。（京都市伏見歯科医師会の一般社団法人への移行）

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日より施行する。（第2条第2項、第7条 70歳を75歳に変更）

2 この規則改正にかかわらず、施行までに会費を減額又は免除されている同第7条に該当している会員は、従前どおり会費を減額又は免除する。

一般社団法人京都府歯科医師会 代議員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第14条に基づき、本会代議員及び同予備代議員の選出のための選挙につき定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責に恥じぬよう良識をもって厳正に施行する。

(選挙区及び投票区)

第3条 代議員及び同予備代議員の選挙は、正会員の所属する郡市区歯科医師会を選挙区とし、その郡市区歯科医師会において行う。

(選挙の時期)

第4条 代議員及び予備代議員の選挙は、各郡市区歯科医師会において、任期満了の年の3月に行う。

(代議員等の定数)

第5条 代議員の定数は、定款第14条第2項の定めによる。

2 前項の代議員の定数の算出は、選挙の前年12月末日現在の正会員数をもって行い、任期の途中において定数に増減があってもその変更は行わない。

3 予備代議員の定数は、代議員と同数とする。

(選挙の方法)

第6条 代議員及び予備代議員の選挙は、本会から郡市区歯科医師会への委託により、本規則に従い、郡市区歯科医師会の総会において、これを行う。

2 代議員及び予備代議員は、本会の正会員の中から選出しなければならない。

3 第1項の選挙に関する事務は、郡市区歯科医師会の会長（選挙管理会が設けられているところは、選挙管理会）が管理する。

4 郡市区歯科医師会の会長（選挙管理会が設けられているところは、選挙管理会。）は、第1項の選挙を行うときは、その旨を告示しなければならない。

(被選挙権)

第7条 本会の正会員は、所属する郡市区歯科医師会において、他の正会員と等しく、代議員又は予備代議員に立候補する権利を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

2 郡市区歯科医師会は、所属する本会の正会員に対し、妥当な期間を定めて、前項の立候補を募るものとする。

3 第1項の立候補につき、本会の正会員としての在会期間を要件とすることはせず、立候補に推薦人を要件とすることもしない。ただし、選挙告示日から選挙期日（第10条第3項による場合は、当選者の決定日。）までを通じて本会の正会員であることを要する。

(選挙権)

第 8 条 本会の正会員は、所属する郡市区歯科医師会において、他の正会員と等しく、代議員及び予備代議員を選挙する権利を有する。郡市区歯科医師会の会長又は役員会（またはこれに相当する機関。）によって代議員及び予備代議員を選出することはできない。

2 前項の選挙権につき、本会の正会員としての在会期間を要件とすることはしない。

(投票の方法)

第 9 条 代議員及び予備代議員の選挙は、定数連記無記名式の投票により行う。

(当選者の決定)

第 10 条 有効投票中、高点者より順次得票順に当選者とする。

2 有効投票数が同じで、そのいずれかを当選者にしなければならないときは、くじによって決める。

3 代議員及び予備代議員の選挙において、候補者が定員を超えない場合には、投票によらずその候補者を当選したものとみなす。

(代議員及び予備代議員選挙の通知)

第 11 条 会長は、代議員の任期満了の年の 1 月中に、代議員及び予備代議員の選挙につき、郡市区歯科医師会長に通知するものとする。

(代議員及び予備代議員当選者の通知)

第 12 条 郡市区歯科医師会長は、代議員及び予備代議員の選挙で当選者が確定したときは、本会の会長に、本会所定の書式で遅滞なく通知しなければならない。第 13 条の代議員等の補欠選挙についても同様とする。

(欠員の補充)

第 13 条 郡市区歯科医師会において選出した代議員又は予備代議員に欠員を生じたときは、選出した郡市区歯科医師会において、補充の代議員又は予備代議員を総会にて選挙で選出する。

2 前項の選挙は、本規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成 25 年度の本会代議員及び予備代議員を本規則施行日より前に選挙する場合は、本規則を準用して行うものとする。

一般社団法人京都府歯科医師会 選挙規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、本会の役員（「理事及び監事」を言う。以下同じ。）選挙及び会長予備選挙、特別委員会等の委員の選出、代議員会議長、副議長の選出、その他代議員会で行われるすべての選挙につき必要な事項を定める。

2 公益社団法人日本歯科医師会（以下「日歯」又は「日本歯科医師会」という。）代議員、同予備代議員の選挙は、日歯代議員選挙規則に定めるほかは、この規則に定めるところによる。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責に恥じぬよう良識をもって厳正に施行する。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 代議員会で行う選挙の選挙権は、選挙期日において、本会の正会員で、且つ代議員会に出席した代議員（代議員から代理を受任して代議員会に出席した予備代議員を含む。以下同じ。）が、1人1個を有する。

2 被選挙権は、選挙毎に定める。

3 会長予備選挙の選挙権及び被選挙権は、本会の会長予備選挙規則に定める。

4 日歯代議員及び同予備代議員の選挙権及び被選挙権は、日歯代議員選挙規則に定めるところによる。

5 準会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第2章 選挙管理会

(選挙事務の管理)

第4条 第1条に定める本会の役員選挙、会長予備選挙、日歯代議員及び同予備代議員の選挙に関する事務は選挙管理会が管理する。

2 代議員会における選挙の執行は、代議員会議長の指示により選挙管理会がこれをを行う。

(選挙管理会)

第5条 選挙管理会は、5名の選挙管理会委員をもって組織する。

2 選挙管理会に委員長1名、副委員長1名を置く。

3 委員長は、選挙管理会を代表しその事務を統括する。

副委員長は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

4 委員長及び副委員長は選挙管理会委員の互選による。

(選挙管理会委員)

第6条 選挙管理会委員は、正会員の中から、代議員会において選出する。

2 代議員会は、選挙管理会委員の選出と同時に、前項に定める者の中から、あらかじめ順位を付して、選挙管理会委員と同数の選挙管理会予備委員を選出する。

- 3 選挙管理会委員に欠員を生じた場合は、あらかじめ決められた順位により、選挙管理会予備委員を選挙管理会委員とする。
- 4 選挙管理会委員の任期は、選出された年の7月1日から2年間とする。前項の場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかるわらず選挙管理会委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 6 前2項の規定は、選挙管理会予備委員に準用する。

(兼職禁止)

- 第7条 選挙管理会委員及び同予備委員は、本会の役員、本会代議員・同予備代議員、日歯代議員・同予備代議員、郡市区歯科医師会長を兼ねることができず、また、選挙管理会が管理する選挙の候補者になることができない。
- 2 選挙管理会委員及び同予備委員は、本会又は日本歯科医師会の選挙の候補者を推薦することができない。

(選挙管理会の任務)

- 第8条 選挙管理会は、本会において行う選挙が公正で会員の意思がよく反映されるものになるよう努めるものとする。

(選挙録の作成及び保存)

- 第9条 選挙管理会は、管理した選挙について、選挙毎に、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成しなければならない。
- 2 選挙録は、選挙管理会委員長及び副委員長が署名、押印しなければならない。
- 3 選挙管理会は、選挙録を会長に提出し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

第3章 役員選挙

(役員選挙の時期)

- 第10条 本会の役員選任にかかる選挙は、現任者の任期が満了する定時代議員会において行う。ただし、特別の事情のあるときは、会長は理事会の議決を経てその期日を変更し、臨時代議員会にて実施することができる。

(被選挙権)

- 第11条 役員選挙の告示日から選挙期日を通じて、本会の正会員である者は役員選挙の被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

(役員選挙の議案)

- 第12条 理事会は、代議員会の目的である役員の選任に係る議案を決定する。
- 2 前項の議案の決定にあたって、理事会は、定款第34条第2項に定める会員の意識調査（「会長予備選挙」）の結果を参考にすることができる。
- 3 監事の選任に係る議案を決定するにあたっては、被選挙権を有する正会員から候補者を募集しなければならない。実施要領は理事会において定め、当該事務は選挙管理会が所掌する。
- 4 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、代議員会の日の

6週間前までに、会長に対して、代議員会の目的である役員の選任につき当該代議員が提出しようとする議案の要領を代議員に通知することを請求できる。

(選挙期日の告示)

第13条 会長は、役員の選挙期日を、選挙期日の1ヶ月前までに告示しなければならない。

2 前項の告示には、候補者の届出期間その他必要事項を記載しなければならない。ただし、届出期間は、原則として平日3日間の本会の業務時間内とする。

(役員候補者の届出等)

第14条 理事の選任に関する届出は別に定める実施要領による。

2 監事の立候補の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、入会年月、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称、並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣旨書及びその他立候補に必要な書類を添えなければならない。

3 前項の届出書には、正会員である推薦者2名が、その氏名、生年月日、住所及び所属都市区歯科医師会名を記載し、推薦書を添えなければならない。なお、推薦者には1人以上の本会の代議員を含むものとする。

(届出書受理の通知及び掲示)

第15条 理事の選任については、別に定める実施要領による。

2 前条第2項に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理会は、候補者にその旨を通知するとともに、候補者の氏名を適宜の場所、方法で掲示しなければならない。

3 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第16条 理事の選任については、別に定める実施要領による。

2 選挙管理会は、前条第2項の候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに送付しなければならない。

(候補者の辞退届出)

第17条 執行部提案の理事候補者が、理事候補者であることを辞退するときは、代議員会の3日前までに、本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

2 代議員提案の理事候補者が、理事候補者であることを辞退するときは、代議員会の3日前までに、提案した代表代議員を通じて本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

3 監事候補者であることを辞退しようとするときは、代議員会の3日前までに、本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

(代議員会における選挙に係る会場の閉鎖)

第18条 議長は、選挙開始を宣告すると同時に議場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。

(投票立会人及び開票立会人)

第19条 議長は、出席代議員の中から投票及び開票立会人2名を指名し、又は代議員の互選により決定した者を投票及び開票に立ち会わせるものとする。

(選挙の方法)

第20条 選挙は代議員の投票により行う。

- 2 投票は代議員1人1票とする。
- 3 前項の投票は、理事選任と監事選任を区分し、理事選任は執行部提案の理事候補者と代議員提案の理事候補者に区分して、連記無記名式とする。投票用紙には役員候補者の氏名を記載し、役員候補者に記号を記載する欄を設けなければならない。
- 4 第3項の投票用紙の記号の記載方法その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に実施要領を定める。
- 5 候補者が定数を超えない場合であっても、候補者について投票を行う。
- 6 役員の選任を議案とする代議員会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第51条に基づく書面による議決権の行使を行う場合は、議決権行使書を本会に提出して行う。この場合における議決権行使書の取扱い等については、本条第3項及び第4項、その他本規則の議場における投票に関する定めは適用されず、法人法及び法人法施行規則における議決権行使書に係る定めが適用され、その他必要な事項は、理事会の議を経て別に実施要領を定める。

(投票用紙の手交等)

第21条 役員選挙の投票用紙は、投票所において選挙管理会委員から選挙権者に手交し、選挙権者は投票用紙に氏名が記載された候補者のうちその投票しようとするものに対して、投票用紙の記号を記載する欄に記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

- 2 前項の投票用紙配布は、選挙管理会が決めた別の方法に変更することができる。

(投票所における秩序保持)

第22条 投票が開始されたときは、何人も静粛を保持し、選挙の秩序をみだしてはならない。

- 2 前項の規定に抵触する行為をした者に対しては、議長は、これを制止し、または退場させることができる。
- 3 前項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。

(投票箱の閉鎖)

第23条 選挙管理会委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

- 2 前項の宣告があった後は、投票を認めない。

(開票)

第24条 選挙管理会委員長は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。

- 2 選挙管理会委員長は、投票の内容を調査し、得票数を確認して議長に報告する。
- 3 前項において無効投票の判定については、選挙管理会は、開票立会人の意見を聞いた上で判定する。

(無効投票)

第25条 投票の有効、無効は選挙管理会が判定するものとし、次の投票は、無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの
- 二 他事を記載したもの

- 三 何を記載したかを確認し難いもの
- 四 前各号のほか、選挙管理会が無効と判断したもの

(当選者)

第26条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに定款第23条第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が、定款第25条に定める定数上限数（当該代議員会で選任する理事の数を定款の定数上限未満の数とすることを議決した場合は、議決に係る理事数）を上回る場合は、過半数の賛成を得た理事候補者の中から得票数の多い順に、定款の定数上限数又は当該代議員会で選任すると議決した理事数に達するまでの者を選任し、監事候補者の合計数が定款第25条に定める定数上限数を上回る場合も同様とする。

2 得票数が同数の者が複数のときは、選挙管理会によるくじによって決める。くじの方法は別に定める実施要領による。

(当選者の決定と報告)

第27条 議長は、第24条第2項の規定により選挙管理会委員長から報告を受けたときは当選者を決定し、直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

(当選者の掲示)

第28条 前条の報告を受けた会長は、これを公示版に掲示しなければならない。

第4章 会長予備選挙

(会長予備選挙)

第29条 会長予備選挙の実施については、別に会長予備選挙規則で定める。

第5章 日歯代議員選挙

(選挙権)

第30条 日歯代議員及び同予備代議員（以下本章においては、両者合わせて「日歯代議員等」という。）選挙の選挙権は、日歯の正会員にして、入会申込み後、日歯定款第6条の規定により、理事会の承認を受け、その承認を受けた月の翌月を迎えた者で、かつ本会の代議員である者が有する。

(被選挙権)

第31条 被選挙権は、日歯の正会員にして、入会申込み後、日歯定款第6条の規定により、理事会の承認を受けた者は、承認を受けた月の翌月より被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

(選挙の時期)

第32条 日歯代議員等の選挙は、現任の日歯代議員の任期が満了する年の本会定時代議員会において行う。ただし、特別の事情のあるときは、会長は理事会の議決を経てその期日を変更し、臨時代議員会にて実施することができる。

(選挙期日の告示)

第33条 会長は、日歯代議員等の選挙期日を、選挙期日の1ヶ月前までに告示しなければならない。

2 前項の告示には、日歯代議員等の立候補届出期間その他必要事項を記載しなければならない。ただし、届出期間は、原則として平日3日間の本会の業務時間内とする。

(立候補届出)

第34条 日歯代議員等の立候補の届出書は、候補者になろうとする者の氏名、会員番号、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣旨書及びその他立候補に必要な書類を添えて、選挙管理会委員長宛に提出しなければならない。

(掲示)

第35条 選挙管理会は、立候補届出の候補者名を選挙期日まで適宜の場所、方法で掲示するものとする。

(立候補辞退)

第36条 日歯代議員等の選挙の立候補を辞退しようとする者は、代議員会の3日前までに、本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出しなければならない。

(選挙の方法)

第37条 日歯代議員等の選挙は、代議員会で、有効な立候補者に対する投票により行う。ただし、出席者の過半数の同意があるときは、挙手、起立等得票数を確認できる方法によることができる。

- 2 有効投票中、高点者より順次得票順に当選者とする。
- 3 得票数が同数のときは、選挙管理会によるくじによって決定する。
- 4 日歯代議員等の選挙において、候補者が定数を超えない場合は、投票によらず、当選したものとみなす。
- 5 日歯代議員等の選出を議案とする代議員会において法人法第51条に基づく書面による議決権の行使を行う場合は、議決権行使書を本会に提出して行う。この場合における議決権行使書の取扱い等については、本条第1項その他本規則の議場における投票に関する定めは適用されず、法人法及び法人法施行規則における議決権行使書に係る定めが適用される。

(準用)

第38条 本規則第18条から第25条まで、並びに第27条及び第28条の規定は、日歯代議員等の選挙を投票により実施する場合に準用する。

第6章 委員の選出

(委員等の選出)

第39条 裁定審議会委員、選挙管理会委員、同予備委員、役員報酬審議会委員、公益社団法人日本学校歯科医会代議員、同予備代議員の選出及び理事会決議で委員の選出を代議員会で行うとする委員の選出は、代議員会において会長が正会員の中から候補者を推薦し、代議員会が承認して選出する。

第7章 議長及び副議長の選出

(正・副議長の選出)

第40条 代議員会の議長及び副議長は、代議員の任期開始後最初に開催される代議員会で、代議員の中から各1名を互選して選出する。任期中にいずれか欠けた場合は、その後の代議員会で互選する。

- 2 前項の互選は、立候補者又は推薦候補者について挙手にて決める。
- 3 立候補者又は推薦候補者がいない場合は、選考委員会で候補者を選定し、代議員の承認を得て決定する。
- 4 前項の選考委員会は、委員5名で構成し、その委員は仮議長が出席代議員の中から、代議員会の承認を得て選出する。
- 5 代議員会の議長及び副議長選出を議案とする代議員会において法人法第51条に基づく書面による議決権の行使を行う場合は、出席代議員により各1名を互選して選出することの承認を求める議案とし、議決権行使書を本会に提出して行う。この場合における議決権行使書の取扱い等については、本条第2項から第4項、その他本規則の議場における選出に関する定めは適用されず、法人法及び法人法施行規則における議決権行使書に係る定めが適用される。

第8章 選挙運動

(選挙運動)

第41条 会長予備選挙を除く選挙は、候補者が所信又は政策を記載した文書を有権者に配布すること以外の選挙運動はすることができない。

- 2 候補者は言うに及ばず何人も、本規則第2条の趣旨を遵守し、品位をもって選挙運動をしなければならない。
- 3 候補者又はその支持者の行動が前2項に反する恐れがあるときは、選挙管理会においてその行動を制止または制限することができる。
- 4 いかなる選挙においても、戸別訪問、金品授受、飲食をともなう会合は、これを厳禁する。

(演説会)

第42条 選挙管理会が管理する選挙で、必要と認めるときは、選挙管理会が主催して候補者の立会演説会等を行うことができる。

その他の

(規則の改廃)

第43条 この規則を変更又は廃止するときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則施行後、平成25年6月30日までの選挙管理会委員及び同予備委員は、

第6条の規定にかかわらず、従前の委員及び予備委員が引き続きその任務を行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月26日から施行する。

(第20条、第37条、第40条 法人法及び法人法施行規則における議決権行使書に係る定めを適用。)

一般社団法人京都府歯科医師会 会長予備選挙規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第34条第2項の規定に基づく会員の意識の調査（以下「会長予備選挙」という。）について定める。

2 前項の会長予備選挙とは、代議員会で選任する理事のうち、選任後の理事会において代表理事となるべき会長の適任者を、正会員が予め選挙することで会員の意思を表明し、執行部が議案として提案する理事候補者の選定並びに理事会による代表理事選任の参考とするために行うものである。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責に恥じぬよう良識をもって厳正に施行する。

第2章 選挙権及び被選挙権

(会長予備選挙の選挙権及び被選挙権)

第3条 会長予備選挙の告示日から選挙期日（第16条による場合は、当選の効力発効日）を通じて本会の正会員である者は、本規則により行う会長予備選挙の選挙権及び被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

(選挙権の行使)

第4条 前条の選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

第3章 会長予備選挙の実施

(選挙事務の管理)

第5条 会長予備選挙の事務は選挙管理会が所掌し管理する。

(会長予備選挙の時期)

第6条 会長予備選挙は、現任の会長の任期満了日の2ヶ月前までに行う。ただし選挙結果により、再選挙を行う必要が生じた場合、また当選者が欠けた場合はこの限りではない。

2 前項の会長予備選挙は、理事会の議決により、実施しないことができる。

(選挙期日の告示)

第7条 会長予備選挙の選挙期日は、選挙管理会の議を経て会長が決定し、選挙管理会は選挙期日の20日前までにこれを告示し、かつ選挙人にその旨告知しなければならない。

(立候補の届出)

第 8 条 会長予備選挙の立候補者は、次の内容を記載した書面により、前条の告示後選挙期日の 20 日前の午後 5 時までに、選挙管理会に立候補届出をしなければならない。

一 立候補届出書

- ア 会長予備選挙に立候補する旨の記載
- イ 住所・氏名・生年月日
- ウ 診療所の所在地及び名称
- エ 入会年月
- オ 略歴

二 立候補趣意書

- ア 立候補の趣意
- イ 立候補者署名押印
- ウ 届出年月日

三 推薦者

- ア 被推薦者氏名
- イ 推薦文
- エ 5名以上 10名以内の正会員の推薦者の署名押印
- オ 届出年月日

(立候補辞退)

第 9 条 前条の立候補者が立候補を辞退する場合は、選挙期日の 19 日前の午後 5 時までに選挙管理会に書面にて届出なければならない。

(選挙の方法)

第 10 条 会長予備選挙は、立候補者を投票することにより行う。

- 2 投票は正会員 1 人につき 1 票とする。
- 3 前項の投票は、単記無記名とする。

(投票方法・票の保管)

第 11 条 会長予備選挙の投票は、郵送投票とする。

- 2 選挙管理会は、投票による選挙が確定した時点で、すみやかに選挙人に投票用紙を交付する。
- 3 選挙人は、投票用紙に候補者の名前を自書にて記載し、所定の投票用内封筒に入れて封をして、これをさらに投票者の住所氏名を明記した所定の郵便用外封筒に入れ、封をして、選挙期日の前日までに到着するよう、本会選挙管理会に郵送するものとする。

やむをえない社会情勢により投票用紙が選挙期日の前日までに選挙管理会に到着することが不可能と見込まれる場合は、選挙管理会がその処理を決定する。

- 4 選挙管理会は、選挙期日の前日までに到着した封筒に入った投票用紙を選挙管理会が定める方法で保管し、開票日当日、選挙管理会が事前に定めた時間に、選挙管理会によって開票立会人の立会のもとに開封する。

(開票)

第 12 条 開票は、選挙管理会が選挙期日の当日、開票立会人のもと、本会において行う。

2 開票立会人は、選挙管理会が指名した者及び許可した者に限る。

(投票の効力)

第13条 投票の効力は、選挙管理会が決定するものとし、次に該当する投票は無効とする。

- 一 本会所定の投票用紙を用いないもの。
- 二 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、敬称、役職、住所の類は、この限りでない。
- 三 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- 四 2名以上の候補者の氏名を記載したもの。
- 五 候補者の氏名を自書しないもの。
- 六 候補者のなに人を記載したか確認し難いもの。
- 七 選挙期日の前日までに到着しなかった郵送投票。

第4章 当選者の決定

(当選の基準)

第14条 会長予備選挙は、有効最多得票数を得た者を当選者とする。

2 得票数同数の場合は、選挙管理会において委員長がくじによって決める。

(当選者の決定)

第15条 選挙管理会は、選挙経過及び投票を点検、開票し、開票の結果を確認のうえ、当選者を決定する。当選の効力は、この時点で発効する。

(無投票の当選)

第16条 立候補者が定員を超えないときは、投票の手続によらないで、その候補者を当選とする。

2 前項の当選の効力は、選挙管理会が、第8条に定める立候補届出期間満了時に有効な立候補者が1人だけであることを確認した時点、又は第9条に定める立候補辞退届出期限満了時に有効な立候補辞退により立候補者が1人になったことを確認した時点で発効する。

(繰り上げ当選)

第17条 会長予備選挙は、当選者が欠けたときに次点者を繰り上げ当選することは行わない。

(当選証書)

第18条 選挙管理会は、会長予備選挙終了後2週間以内に当選者に当選証書を交付する。

(選挙結果の掲示等)

第19条 選挙管理会は、会長予備選挙の当選者氏名及び次点者氏名を当選者決定日から5日間本会会館に掲示しなければならない。

2 選挙管理会は、会長予備選挙の結果を会長に報告するとともに、3週間以内に会員に当選者氏名及び各候補者の得票数を通知する。ただし、月報による当選通知は当選者の氏名のみを記載する。

3 投票に使用した投票用紙等の投票関連資料は公表しない。

(票の保存)

第20条 投票された票は、選挙管理会において選挙期日から2年間保存する。

第5章 選挙運動

(運動期間)

第21条 会長予備選挙の選挙運動は、第8条の立候補届出期間満了の翌日から選挙期日の前日までの期間だけ行うことができる。

(選挙運動)

第22条 選挙運動は、候補者はもとより何人も、本規則第2条の趣旨を遵守し、品位をもって行わなければならない。

2 選挙運動にあって、個別訪問、金品授受、飲食をともなう会合は、これを禁止する。

3 候補者が有権者に配布できる文書は、事前に選挙管理会に届け出たものに限る。

(選挙管理会による規制)

第23条 候補者又は支持者の選挙運動が前条に違反する恐れがあるときは、選挙管理会においてその運動を制止又は制限することができる。

2 選挙運動の違反の事実がある場合は、選挙管理会で協議し、違反者に警告、厳重注意し、有権者に違反の事実の公表をすることができる。

(立候補者氏名の順番)

第24条 選挙管理会が行う立候補者の氏名掲示等の立候補者の氏名記載の順番は、選挙管理会においてくじで決定する。

(立会演説会)

第25条 選挙管理会は会長予備選挙にあって必要と認めるときは、選挙管理会主催で候補者の立会演説会等を開催することができる。

(個人演説会)

第26条 候補者は、第21条の期間内において候補者主催で個人演説会を開催することができる。ただし、次の個人演説会は行うことができない。

- 一 候補者以外の者が主催するもの。
- 二 本会会館を使用するもの。
- 三 飲食をともなうもの。

そ の 他

(規則の改廃)

第27条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年度の会長候補者の会長予備選挙を本規則施行日より前に実施する場合は、本規則を準用して行うものとする。その場合、本規則で選挙管理会とあるのは、実施日現在の選挙管理会と読み替えるものとする。

一般社団法人京都府歯科医師会 役員選挙実施要領

役実
員施
選要
挙領

(目的)

第1 この実施要領は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）の役員（「理事及び監事」をいう。）の選任ないし選挙を適切に実施するため、その手続ないし手順の要領を定めるものである。

(選挙期日の告示)

第2 会長は、役員選挙を実施する選挙期日（代議員会の日）を期日の1ヶ月以上前に告示しなければならない。

(選挙の管理)

第3 本会の役員選挙は、本会選挙規則第4条に基づき、選挙管理会が管理する。

(執行部提案の理事候補者)

第4 会長予備選挙で当選した者（以下「会長候補者」という。）は、選挙期日の6週間前の日を含めその前3日間の平日（土曜日も除く）の午前10時から午後5時までの間に、選挙管理会が定める所定の用紙で、理事候補者名簿を選挙管理会に届出なければならない。

2 この届出は、届出にかかる各理事候補者の就任承諾書（代議員会で理事に選任された場合、理事に就任することを承諾する旨の候補者による承諾書）その他、選挙管理会が定める書面を添付しなければならない。

3 選挙管理会は、提出された名簿にかかる理事候補者について被選挙権資格その他資格審査を行い、その審査結果と提出された名簿を会長に報告する。

4 前項の報告を受けた会長は、本会選挙規則第12条第1項及び同条第2項に基づき、提出された名簿にかかる理事候補者を代議員会上程議案として取りまとめ、理事会の議決を経て、代議員会に上程する。

(代議員提案の理事候補者)

第5 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、選挙規則第12条第4項に基づき、会長に対し当該代議員が選任を求める理事候補者（以下「代議員提案の理事候補者」という。）の届出をすることができ、この届出書は選挙管理会に提出する。

この届出書の提出期間は、選挙期日の6週間前の日を含めその前3日間の平日（土曜日も除く）の午前10時から午後5時までの間に、選挙管理会が定める所定の用紙で、提案する理事候補者名簿を届出なければならない。

2 この届出には、代議員提案の理事候補者の就任承諾書（代議員会で理事に選任された場合、理事に就任することを承諾する旨の候補者による承諾書）その他、選挙管理会が定める書面を添付しなければならない。

3 選挙管理会は、代議員提案の理事候補者について被選挙権資格その他資格審査を行い、その審査結果と提出された名簿を会長に報告する。

4 前項の報告を受けた会長は、代議員提案の理事候補者を代議員会上程議案として取りまとめ、理事会の議決を経て、代議員会に上程する。

(理事候補者一覧表の作成及び送付)

第6 会長は、第4の4及び第5の4に定める代議員会上程議案を取りまとめた段階で、理事候補者一覧表を作成し、選挙権者に送付する。

(理事候補者の辞退)

第7 執行部提案の理事候補者が、理事候補者であることを辞退するときは、代議員会の3日前までに、本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

2 代議員提案の理事候補者が、理事候補者であることを辞退するときは、代議員会の3日前までに、提案した代表代議員を通じて本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

(理事の選任に関する投票と当選者)

第8 理事の選任は、選挙規則第20条に基づく選挙の方法により行う。

2 執行部提案の理事候補者数が定款所定の理事定数の上限未満の場合に代議員提案の理事候補者がある場合は、執行部提案の理事候補者数をもって当該代議員会において選任する理事数とするか否かについて先に代議員会決議を行い、その後に理事候補者に対する投票を行うものとする。

3 投票用紙の様式は、選挙管理会の同意を得て、理事会が定める。

投票用紙は、執行部提案の理事候補者名と代議員提案の理事候補者名を区分し、混同を避けるため別の色彩を用いる等してそれぞれの候補者名を記載する。

4 投票は、理事候補者名を記載した投票用紙の当該候補者名の欄に、賛成は○印を記入して投票する。

5 書面による議決権の行使を行う場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第51条に基づく議決権行使書を本会に提出して行う。議決権行使書による投票の場合は、法人法施行規則第7条の規定に則り、議決権行使書に代議員の氏名を記載し、また、議決権行使書・同付属書類として投票用紙を所定の封筒に同封の上、其の封筒に代議員氏名を記載する。

6 理事の選任における当選者は、選挙規則第26条第1項及び同条第2項による。

(監事候補者)

第9 監事選任に係る議案を決定するにあたっては、選挙管理会において、被選挙権を有する正会員から候補者を募集しなければならない。

(監事の立候補と執行部提案議案)

第10 選挙管理会は、会長の選挙期日の告示の際に、監事について正会員に立候補を募ること及び立候補期間等立候補募集に必要な事項を合わせて告示することを会長に求め、会長はそれに応じた告示をする。

立候補期間は、選挙期日の6週間前の日を含めその前3日間の平日（土曜日も除く）の午前10時から午後5時までの間とする。

2 監事の立候補届出は、選挙規則第14条第2項及び同条第3項に定める立候補届出書を選挙管理会に提出しなければならない。

3 選挙管理会は、届出のあった監事立候補者について被選挙権資格その他立候補の有効性審査を行い、その審査結果と監事立候補者名簿を会長に報告する。

4 前項の報告を受けた会長は、報告された有効な監事立候補者名簿にかかる監事候補者を代議員会上程議案として取りまとめ、理事会の議決を経て、代議員会に上程する。この場合、有効な立候補者は全員を執行部提案の監事候補者とする。

(監事候補者の辞退)

第1 1 監事候補者であることを辞退しようとするときは、代議員会の3日前までに、本会会長及び選挙管理会委員長宛に辞退届を提出する。

(監事の選任に関する投票と当選者)

第1 2 監事の選任は、選挙規則第20条に基づく選挙の方法により行う。

2 投票用紙の様式は、選挙管理会の同意を得て、理事会が定める。

3 投票は、監事候補者名を記載した投票用紙の当該候補者名の欄に、賛成は○印を記入して投票する。

4 書面による議決権の行使を行う場合は、法人法第51条に基づく議決権行使書を本会に提出して行う。議決権行使書による投票の場合は、法人法施行規則第7条の規定に則り、議決権行使書に代議員の氏名を記載し、また、議決権行使書・同付属書類として投票用紙を所定の封筒に同封の上、其の封筒に代議員氏名を記載する。

5 監事の選任における当選者は、選挙規則第26条第1項及び同条第2項による。

(くじ引き)

第1 3 理事および監事の選任における選挙規則第26条第2項に定めたくじの方法は下記のとおりとする。なお、くじを引く者は、選挙管理会委員長とするが、委員長は他の委員を指名し、くじを引かせることができる。

一 本抽選を引く順番を決めるため、同数者数に応じた順番を記入したくじを、候補者の名のあいうえお順に引き、順番を決める。

二 選挙管理会は本抽選として、当選者には「当選」を記載したくじを、落選者には白紙のくじを用意し、先にくじで決定した順番によりくじを引き当選者を決定する。

(その他)

第1 4 この要領の変更又は廃止は、選挙管理会の同意を得て理事会が決定する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月6日から施行する。

(第8第5項、第12第4項 法人法及び法人法施行規則における議決権行使書に係る定めの追加。)

一般社団法人京都府歯科医師会 財産の管理及び会計に関する規則

(総 則)

第 1 条 この規則は、本会の財産の管理及び会計に関する必要な事項を定める。

(科目区分)

第 2 条 収入支出の予算及び決算は、大科目、中科目、小科目に区分する。

(予 算)

第 3 条 会長は、事業年度毎に収支予算書を作成し、事業年度開始の前日までに、理事会の承認を経て、代議員会の承認を得なければならない。

(補正予算)

第 4 条 予算の成立後、予算に変更を加える必要が生じたときは、会長は補正予算書を作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を得なければならない。

(予算の流用)

第 5 条 経費は、予算の定めた目的に沿って支出し、大科目間の金額を互いに流用することはできない。中科目及び小科目間の金額は、互いに流用することができるものとする。

(予備費)

第 6 条 予算外の不時の支出に当てるため、予備費を置くことができる。

2 予備費からの支出は、理事会の決議を経て行う。

(定額経費の支出)

第 7 条 毎会計年度における経費の定額は、公益目的支出計画を除き、原則として、その年度の収入でこれを支出するものとする。

(収支の執行)

第 8 条 次の事項は専務理事及び担当理事の決裁でこれを執行する。

但し、日常使用する物品の出納は職員にこれをさせることを妨げない。

- 一 諸収入の受納
- 二 経費の支出
- 三 物品の出納
- 四 物品の売買貸借

(記 帳)

第 9 条 収入支出は、現金出納簿及び預金出納簿、総勘定元帳によって日々の出納を記帳整理すると共に、予算の執行状況を把握して予算残額を明確にする。

(流動資産の管理)

第10条 現金は、理事会の指定した金融機関に会長の名儀で預金するものとする。

- 2 現金は、必要に応じ、理事会の指定した有価証券に代えることができる。
- 3 預金、有価証券の保有は、基本的に元本が保障される安全性の高いものとする。

(管理責任)

第11条 会長は、財産管理及び会計出納を処理させるため理事の中からその担当理事をきめる。

- 2 本会の財産管理及び会計出納の最終責任は、会長がこれを負うものとする。

(出納責任)

第12条 金銭物品の出納事務を処理する職員は、その出納の責を負う。

(使用料等)

第13条 本会は、本会財産の使用料又は事務の手数料を徴収することができる。その額は理事会が決める。本会が発行する刊行物の販売についても同様とする。

(決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後、当該年度の決算に係る計算関係書類（収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時代議員会に提出しその承認を受けなければならない。

(基本財産)

第15条 本会に基本財産をおく。

(基本財産の内容)

第16条 基本財産は次のものである。

- 一 宅地 3,196.37m²
所在 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
- 二 一般社団法人京都府歯科医師会口腔保健センター
所在 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
家屋番号 1番
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
校舎、事務所、診療所
床面積 1階 1,317.55m²
2階 1,484.63m²
3階 1,063.95m²
4階 967.10m²
5階 967.10m²
6階 925.06m²

附属建物

- 符1 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 倉庫
床面積 51.81m²
- 符2 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階建 倉庫
床面積 121.13m²
- 符3 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 物置
床面積 5.43m²

第17条 この規則に定める外、財産の管理及び会計に関する必要な事項はその都度理事会でこれを決める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月17日より施行する。(土地区画整理登記の完了)

附 則

この規則は、平成29年3月19日より施行する。(伏見会館土地・建物を削除)

一般社団法人京都府歯科医師会 監査規則

(総 則)

第1条 この規則は、本会の監事が行う監査の内容等について定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本会の会務及び業務が適正に執行され、財産及び会計の管理が適正、正確に行われ、もって本会が健全に発展して、定款第3条及び第4条に定める本会の目的及び事業の達成に資することを目的として実施する。

(範 囲)

第3条 監査の範囲は、次のものとする。

- 一 本会の業務及び会務の執行に関する監査
- 二 本会の財産及び会計に関する監査

(監査の方法)

第4条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求めることができる。

- 2 監事は、被監査部門に対し、会計帳簿及び諸報告書その他必要な資料の提出を求め、または関係者に質問し、説明を求めることができる。
- 3 財産及び会計に関する監査は、これを定例監査（年4回）と臨時監査に分ち、定例監査は必要と認めた書類及び資料を定期的に関係部門から提出させ、臨時監査は臨時に必要資料を作成させて行う。

(報告義務等)

第5条 監事は、理事の不正行為又はその恐れ、法令定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、代議員会に提出された議案に法令定款に違反する事項又は著しく不当な事項があると認めるときは、調査結果を代議員会に報告しなければならない。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(監査報告)

第6条 監事は、会長が定時代議員会に提出する事業報告の内容を監査し、その事業報告が法令又は定款に従い本会の状況を正しく示しているかどうか等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法律施行規則」という。）第45条に定める事項を記載した監査報告を作成して会長に提出し、併せて代議員会で報告しなければならない。

- 2 監事は、会長が定時代議員会に上程する決算に係る計算関係書類の内容を監査し、その計算関係書類が本会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等、法律施行規則第36条に定める事項を記載した監査報告を作成して会長に提出し、併せて代議員会で報告しなければならない。

(監査の取扱)

第7条 本会は、監事の監査結果並びに監査報告は本会の運営管理全般に関し有効な改善を図るための有益な資料として取り扱うものとする。

(嘱 託)

第8条 会長が必要ありと認めた場合は、嘱託（非常勤）をおくことができる。

2 嘱託は公認会計士とする。

3 嘱託公認会計士は監事の職務を補佐するものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 代議員会議事運営規則

代運 議員 会規 議事則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5章に定める代議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(入場及び出席)

第2条 代議員は、招集された代議員会の日時に、指定された会場に入場し、出席者名簿に署名する。

- 2 本会の執行部（会長以下理事全体を総称して「執行部」という。以下、同じ。）及び監事は、やむを得ない事情がある場合を除き、代議員会に出席しなければならない。
- 3 会長は、予定の議題を審議する上で代議員会に出席を求めることが適當と判断する者を、議長の同意を得て出席させることができる。
- 4 本会職員は、議長及び執行部並びに監事を補助するため、議長の許可を受けて代議員会に出席することができる。

(傍聴等)

第3条 次の者は、議長の許可を受けて会場に入場することができる。ただし、議長から退場を命じられた場合は、速やかに退場しなければならない。

- 一 報道関係者
- 二 傍聴を希望する本会の会員
- 三 議長において特に入場が適當と認める者

第2章 議 長

(議長の選出)

第4条 代議員会の正副議長は、本会選挙規則第40条に基づき、代議員選挙後最初に開催される代議員会で代議員の中から選出する。任期中にいざれかが欠けた場合も同様とする。

- 2 正副議長が未選出のときは、会長が仮議長となり、前項の正副議長の選出を行う。
- 3 議長は、当該議長の不信任の動議にあたっても議長としての職務を行うことができる。

(議長の職務)

第5条 議長は、代議員会の秩序を維持し、議事を整理、進行するために必要な措置をとるものとする。

- 2 議長は、議長の指示に従わない者及び代議員会の秩序を乱した者を退場させることができる。

第3章 開 会

(開会の宣言)

第 6 条 議長は、開会の予定時間が到来したとき、議場で開会を宣言する。

(中途入退場)

第 7 条 開会中に入場又は退場しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

第4章 議 事

(議題の付議)

第 8 条 議長は、議事を行うにあたり、最初に、当該議題又は議案を付議する旨を議場に宣言する。

(議題審議の順序)

第 9 条 議長は、予め招集通知に記載された順序に従い議題又は議案を付議する。ただし、議場の同意を得て、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(執行部の議案説明)

第10条 議長は、議題又は議案付議の宣言の後、執行部に、当該議題又は議案につき説明を求める。

2 議題が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条第2項による代議員提案議題の場合は、提案代議員の代表者に議案の説明を求め、執行部又は監事に対し当該議案に対する意見を述べさせるものとする。

3 議長は、本条の説明又は意見に費やす時間を制限することができる。

(質 疑)

第11条 議長は、前条の議題又は議案の説明の後、代議員に議題又は議案に関する質問を求める、その終了後に議案に対する意見を求める。

(代議員の発言)

第12条 代議員が発言するときは、挙手して出席番号と氏名を告げ、議長から発言の許可を得なければならない。

2 代議員の発言の順序は議長が決める。

3 代議員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

4 議長は、必要と認めるときは、発言時間を制限することができ、議長の指示に反する発言又は重複する発言等は中止を求めることができる。

(説 明)

第13条 第11条の議題又は議案に関する代議員の質問に対しては、会長又は会長が指名する理事が説明する。

2 代議員の監事に対する質問は、監事において説明する。

3 執行部及び監事は、議長の許可を得て、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第14条 前条の説明は、代議員の質問に対して一括して説明することができる。

(事前質問)

第15条 代議員は、代議員会における質疑を充実したものにするため、予定する質問につき、できるだけ代議員会の事前に要旨を書面にして本会に提出するものとする。

第5章 動議

(修正動議)

第16条 代議員から議案に対する動議が出された場合は、議長は、それを修正動議として取り上げることにつき採否を議場にはかる。ただし、議長は、その採否を省略して直ちに修正動議として審議に付すこともできる。

2 議長は、修正動議にかかる修正案を原案と一括して審議することができる。

(議事進行の動議)

第17条 代議員から、議事進行に関して、代議員会の延期、続行又は議長不信任の動議が出された場合は、議長は、それを議事進行に関する動議として取り上げることにつき採否を議場にはかる。ただし、議長は、その採否を省略して直ちに議事進行に関する動議として審議に付すこともできる。

2 前項に定める以外の議事進行に関する動議については、その採否は議長が決定する。

第6章 休憩

(休憩)

第18条 議長は、議事の進行上適当と認めるときは、時間を定め、休憩を宣告することができる。

第7章 採決

(質疑、討論の終結)

第19条 質疑及び討論が終わったときは、議長はその終結を宣告する。

2 代議員の発言が終了しない場合に、議長が適当と認めるときは、出席代議員又は議長から質疑及び討議終結の動議を出し、直ちに議場でその動議の採決を行うことができる。

(採決)

第20条 議長は、議題又は議案について質疑及び討議が尽くされたと認めるときは、審議を終結して議題又は議案につき採決しなければならない。

2 議長は、採決にあたっては、採決に付す議案又は修正動議を特定しなければならない。

3 議長は、一括して審議した議題又は議案若しくは議場の同意を得た場合は、議題又は議案を一括して採決することができる。

(採決の順序)

第21条 議案原案に対し修正動議による修正案が提出された場合は、原則として、原案に先立ち修正案の採決を行う。ただし、それを一括審議した場合若しくは議場の同意を得た場合は、原案を先に採決することができる。

(採決の方法)

第22条 議長は、採決の方法は、挙手、起立その他賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決結果の宣言)

第23条 議長は、採決が終了したとき直ちに、その結果を議場に宣言する。この場合、議長はその議題又は議案の決議に必要な賛成数を充足しているか、又は充足していないかを宣言することで足りり、賛否数を宣言することは要しない。ただし、代議員の賛否が外観上拮抗している場合は、賛否数を宣言するものとする。

第8章 閉 会

(延期、続行)

第24条 代議員会の延期又は続行は、代議員会の決議で決める。

(閉 会)

第25条 議長は、すべての議事を終了したとき又は代議員会の延期若しくは続行が決議された場合、閉会を宣言する。

(議事録)

第26条 代議員会の議事、決議については、代議員会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及び結果その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条に定める内容を記載した議事録を作成し、議長及び当日議長が指名した出席代議員2名が署名、押印しなければならない。

2 前項の議事録は、代議員会の日から10年間、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

そ の 他

(規則の改廃)

第27条 この規則の変更又は廃止は、代議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 裁定審議会規則

(総 則)

第1条 この規則は、定款第12条第2項に規定する裁定審議会の任務、構成等について定める。

(任 務)

第2条 裁定審議会（以下「審議会」という。）は医道の高揚を理念とし、会長の諮問に基づき定款第12条第1項の各号に該当する事項について審議することをその任務とする。

(構 成)

第3条 裁定審議委員（以下「委員」という。）は9名とし、正会員の中から代議員会の議決に基づいて会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、選任された年の7月1日から2年間とする。ただし、欠員の補充として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず委員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4 委員は本会の役員を兼ねることができない。
- 5 審議会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
委員長及び副委員長の選出は委員の互選による。
- 6 委員長は審議会を招集し議長となる。
副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は必要と認めたときは小委員会を設置することができる。

(開 議)

第4条 審議会は委員7名以上が出席しなければ議事を開くことができない。
2 当事者の配偶者又は三親等内の委員は当該審議を回避しなければならない。
3 会議はすべて秘密会とする。

(事情聴取等)

第5条 審議会は必要に応じて本会役員その他の者の出席を求める事情を聴取し又は意見を求めることができる。

(弁 明)

第6条 審議会は審議にあたり、当事者に対し弁明を聞く機会を与えなければならない。

(答申議決の種類)

第7条 審議会の答申議決は、次の4種とする。

- 一 懲戒不相当
- 二 戒告
- 三 権利の一部停止
- 四 除名

(戒 告)

第8条 戒告は、会員の行動に過ちのあることを指摘し、将来を戒める。

(権利の一部停止)

第9条 権利の一部停止は、5年以内の期間を定め、その間の正会員の権利の一部を停止する。

2 前項で停止される正会員の権利は、次の権利とする。

- 一 本会の会長予備選挙の選挙権および被選挙権
- 二 本会代議員および予備代議員選挙の選挙権および被選挙権
- 三 本会の役員（理事および監事）選挙の被選挙権
- 四 日本歯科医師会の代議員および予備代議員選挙の被選挙権
- 五 本会の選挙管理会、裁定審議会、表彰審議会、役員報酬審議会の委員ならびに京都歯科サービスセンター所長又は京都歯科医療技術専門学校校長の選任を受ける権利

3 会員は、権利の一部停止期間中も本会の会費および負担金の納入その他の会員としての義務を履行しなければならない。

(除 名)

第10条 除名は、正会員の身分を喪失させる。

(議決の要件)

第11条 議決は出席委員の過半数により決定する。

ただし答申議決は、懲戒不相当及び戒告又は権利の一部停止を相当とする場合は出席委員の過半数、除名を相当とする場合は出席委員の4分の3以上の賛成がなければすることができない。

(答 申)

第12条 委員長は審議の経過及び結果を書面をもって会長に答申しなければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（権利の一部停止の具体的規定等を明記）

一般社団法人京都府歯科医師会 表彰審議会規則

(総 則)

第1条 本会は、正会員又は正会員外でも会務又は歯科医事衛生に関し功労顕著な者を、表彰審議会の議決を経て表彰することができる。

(表彰の方法)

第2条 表彰の方法は、表彰状又は記念品の贈呈その他とする。

(表彰審議会)

第3条 表彰者及びその表彰の方法は、その都度表彰審議会の議決を経て理事会がこれを決める。

2 表彰審議会は委員5名をもって構成し、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、その委嘱した会長の在任期間とする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 役員報酬審議会規則

(総 則)

第1条 この規則は、定款第31条第1項の規定に基づき本会役員に支給する報酬等の適正をはかるためこれを定める。

(報 酬)

第2条 この規則による報酬とは、役員の在任期間中その職務に対する報酬をいう。

(役員報酬審議会)

第3条 役員報酬は役員報酬審議会の議を経て、代議員会の決議で決める。

- 2 役員報酬審議会は委員5名をもって構成するものとし、代議員会の議決に基づいて会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、委嘱した会長の在任期間とする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 委員会設置規則

報規
酬審
議
会則

委規
員
會
設
置
則

(目的)

第1条 本会は、この規則に定めるところにより委員会を設置することができる。

(委員会の種類)

第2条 本会の委員会は、会長の諮問に答える機関、会長に委嘱された業務を行う機関、代議員会の委託事項の審議又は実行のための機関の3種類とする。

2 前項の会長の諮問に答える委員会は、常任委員会と臨時委員会とする。

一 常任委員会は、会務につき、その部門に属する事項を審議する。

二 臨時委員会は、会長が特に臨時に必要と認める事項を審議する。

3 第1項の会長に委嘱された業務を行う委員会は、実行委員会とする。実行委員会は、会長が委嘱するところに従い活動する。

4 第1項の代議員会の委託事項に関する委員会は、特別委員会とする。特別委員会は、代議員会の議決により特定の事項を審議し、又は実行する。

5 第2項及び第3項の委員会の設置、名称及び任務は理事会の決議で定める。前項の委員会の設置、名称及び任務は代議員会の議決で定める。

(常任委員会)

第3条 常任委員会の委員は、11名以内とする。ただし、必要あるときは増員することができる。委員は本会の正会員の中から選任するが、特に必要ある場合は、準会員又は会員外の有識者等を委員に選任することができる。

2 常任委員会の委員の選任は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 常任委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を互選する。

4 常任委員会の委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(臨時委員会)

第4条 臨時委員会の委員の定数等は前条第1項ないし第3項を準用する。

2 臨時委員会の委員の任期は、当該審議の終了までとする。

(報告)

第5条 常任委員会及び臨時委員会は、その審議結果を会長に文書をもって報告しなければならない。

(実行委員会)

第6条 実行委員会の委員の定数等は、第3条第1項ないし3項を準用する。

2 実行委員会の委員の任期は、その委嘱された業務の終了までとする。

(特別委員会)

第7条 特別委員会の委員は、代議員会で選出し、会長が委嘱する。

2 第3条第1項及び第3項の規定は、特別委員会に準用する。

3 特別委員会の委員の任期は、代議員会における当該審議または事業の終了までとする。

(報 告)

第8条 特別委員会は、その審議結果を、代議員会議長及び会長に文書をもって報告しなければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 部、室及び事務局設置規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は定款第4条に定める事業を実施するため、この規則に定めるところにより本会に部及び室をおくことができる。

2 本会は定款第4条に定める事業を実施するため、この規則に定めるところにより本会に事務局をおく。

第2章 部

(部)

第2条 部は、本会の目的達成のための執行機関とする。

(種類)

第3条 部の種類及び名称は、理事会の議を経て会長が決める。

部事設
、 置
室務
及
び局則

(構成)

第4条 部は、次の構成により組織する。

部長 1名

部員 若干名

参考 各郡市区歯科医師会から1名

ただし、参考は運営上特に必要ある部におくものとする。

(部長)

第5条 部長は本会理事中から、部員及び参考は本会正会員中から理事会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第6条 部員及び参考の任期は委嘱した会長の任期と同一とする。

(部嘱託)

第7条 部は必要に応じ、部嘱託をおくことができる。部嘱託は、部長の推薦により会長が委嘱し、その任期は部員に準ずる。

(部長)

第8条 部長は、部が所管する事項を掌理し、部会を招集して議長となる。部員は部長を補佐する。

(参考)

第9条 参考は、部の目的達成に努めるとともに、その所属する郡市区歯科医師会と緊密な連絡をはかり、その運営に協力する。

第3章 室

(室)

第10条 室は、会長の指示により本会の事業に関し必要な活動を行うものとする。

(種類)

第11条 室の種類及び名称は、理事会の議を経て会長が決める。

(構成)

第12条 室は、室長、室次長各1名及び室員若干名をもって組織する。特別の事項を審議するために必要があるときは、嘱託をおくことができる。

(室長等)

第13条 室長は本会理事をもってあてる。

2 室長は会長の旨を受けて室を掌理する。

3 室次長は室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 室長及び室次長の任期は委嘱した会長に任期と同じとする。ただし、室長又は室次長が欠けた場合の補充の室長又は室次長の任期は、前任者の残任期間とする。

(室員及び嘱託)

第14条 室員は室活動に関し、知識と理解を有する者のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。

2 室員の任期は、前条第4項の規定を準用する。

3 嘱託は当該特別の事項に関して必要があると認めたとき、会員内外を問わず知識と経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

4 嘱託の任期は、当該特別事項の審議の終了までとする。

(部会)

第15条 室は必要に応じ部会をおくことができる。

2 部会に属すべき部員及び嘱託は、会長が指名する。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事業を実施するため、本会に事務局をおく。

2 事務局の構成、職務その他必要な事項は、理事会の議決により事務局組織規程で定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 警察歯科部規則

警察 歯科 部則

(総 則)

第1条 本会は、定款施行規則第18条第1項に基づき本会に警察歯科部（以下「本部会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 本部会は、本会会員の法歯学に係る研鑽及び京都府警察から協力依頼を受ける法歯学に基づく検視、鑑定等について、円滑な推進を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本部会は本会会員をもって組織する。

本会会員は、京都府で事件・事故等及び大規模災害が発生した場合、本部会の要請により、遺体の身元確認その他必要な法歯学に基づく検視活動等に協力するものとする。

(運 営)

第4条 本部会の運営は理事会の議を経て会長がこれを行う。

(部の構成)

第5条 本部会に次の部長、部員及び委員を置く。

部 長	1名
部 員	18名
委 員	若干名

(部 長)

第6条 本部会の部長は専務理事がこれにあたるものとする。

2 部長は、本部会が所管する事項を掌理し、本部会を代表する。

(部 員)

第7条 本部会の部員は、本会が承認した郡市区歯科医師会の会長がこれにあたり、理事会の議を経て会長が委嘱する。

2 部員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(関係機関)

第8条 本部会は第2条の目的を達成するため、適宜京都府警察本部の関係者及び法歯学に関する学識経験者等との合同会議を開き又は連絡協調を図ることができる。

(委員会)

第9条 本部会に警察歯科委員会を設け、検視、鑑定等の課題に対する具体的研究、並びに会員への啓発等を行うとともに、発生した事案に対して京都府警察本部および各警察署との迅速な連携を図る。

2 本部会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月21日から施行する。(第3条～第5条の新設等)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。(第5条に委員追加、第9条委員会新設)

一般社団法人京都府歯科医師会 名誉会員規則

第1条 本会は、特に本会の発展に貢献し、歯科界の評価を高める功労のあった正会員を顕彰するため、名誉会員の称号をおく。

第2条 名誉会員は本会における名誉の敬称とする。

2 名誉会員は、70歳以上の正会員で、通算30年以上本会の正会員であって、特に本会の発展に貢献し、歯科界の評価を高める功労あるもののうち、特に代議員会の議決を経て会長が推薦する。

3 名誉会員は本会の会費を免除する。

第3条 本規則施行時に名誉会員である者は、本規則による名誉会員とみなす。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）の理事会の運営について定める。

(理事会の構成)

第2条 定款第7章に定める理事会は、理事全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは意見を述べる。

3 顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の開催)

第3条 理事会は、原則として毎月2回、水曜日に開催し、必要があるときはそれ以外に随時開催する。

(招集)

第4条 理事会は会長が招集し、会長又は会長が指名した理事が議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で決めた順位に従い、定款第27条第3項ないし第6項に定める理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員が同意するときは、招集手続なく開催することができる。

4 理事会の日の1週間以上前から開催日時を決定し周知している定例の理事会は、前項本文の招集通知が行われたものとみなす。

(理事会の決議)

第5条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

2 定款第36条第2項に該当するときは、理事会の決議があったものとみなすことができる。

(理事会の権限)

第6条 理事会は、本会の業務執行の決定として、次の事項を決議する。

- 一 代議員会の招集及びこれに付議する議案の決定
- 二 事業計画書及び収支予算書の承認、並びにそれに基づく本会事業の遂行
- 三 事業年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
- 四 定款第27条第3項ないし第6項に定める職務代行理事の順位
- 五 顧問、嘱託の委嘱
- 六 会員の入会承認、会費等の未納による退会認定
- 七 定款施行規則に定める会費の納入免除又は納入猶予
- 八 重要な財産の処分及び借財
- 九 規程その他細則の制定、改廃
- 十 各種委員会委員の選任又は委嘱

十一 学校歯科医就任の承認
 十二 行政又は関係団体委員等の推薦
 十三 協定融資斡旋の承認
 十四 本会職員の任免
 十五 常務理事会の常務処理の承認
 十六 専務理事の常務処理の承認
 十七 その他、法令又は定款、規則、規程等で理事会が決めるべき事項
 十八 その他、本会の業務執行上必要と判断される事項

2 理事会は、理事の職務執行を監督する。

3 理事会は、代表理事たる会長、副会長、専務理事、常務理事、その他の業務執行理事の選任又は解職を決定する。

(顧問等の委嘱)

第 7 条 会長が、理事会の議を経て顧問、嘱託を委嘱したときは、会長は委嘱後最初の代議員会で報告しなければならない。

2 本会の顧問及び嘱託は、代議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問及び嘱託の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

(業務執行理事)

第 8 条 本会の次の理事は、別段の理事会決議がない限り、次に定める業務執行権限を有する。

一 会長 本会の会務を統括し、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

二 副会長 担当する会務についての業務執行権限

三 専務理事 会務全般の常務についての業務執行権限

四 常務理事 担当業務についての業務執行権限

五 理事会決議によるその他の業務執行理事
 その理事会決議で定められた事項についての業務執行権限

(議事録)

第 9 条 理事会の議事、決議については、理事会が開催された日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 15 条に定める内容を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長が欠席又は欠けた時は、定款第 27 条第 3 項ないし第 6 項で定まる順位による代行又は代理の理事）及び出席した監事が記名、押印しなければならない。

2 前項の議事録は、理事会の日から 10 年間、本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(常務理事会)

第 10 条 本会は全理事で構成する理事会の運営を効果的にするため、会長、副会長、専務理事、常務理事並びに議題事項の所管理事をもって、別に常務理事会を設置する。

2 常務理事会は原則、月 2 回開催し、会長が前項の者を招集して開催する。

3 常務理事会の決定は、第 1 項の者の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 常務理事会は、次の事項を行う。

- 一 理事会に提出する案件の予備審議
- 二 軽微な日常的業務執行に関する決定
- 三 行事日程や事業出席者決定等の常務処理
- 四 理事会開催の猶予のない緊急事項の決定

5 常務理事会において前項第二号ないし第四号の決定又は処理をしたときは、会長は次に開催される理事会で、その処理につき承認を得なければならないものとする。

(常務理事会の議事録)

第11条 常務理事会を開催したときは、会議の日時、場所、出席者の氏名並びに議事の経過と結果を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長が欠席又は欠けた時は、定款第27条第3項ないし第6項で定まる順位による代行又は代理の理事）が記名、押印して主たる事務所に保存する。

(規程の改正)

第12条 この規程は、理事会の決議をもって変更又は廃止することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 役員報酬等支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人京都府歯科医師会定款第31条に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び役員退職慰労金の支給並びに費用弁償に關し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員には報酬を支給する。

- 2 報酬額は、別表1に定める額とする。ただし、賞与は支給しない。
- 3 役員の職務に關し特別に理由のあるときは、当該役員の報酬額を増減することができる。ただし、この場合は代議員会の議決を要するものとする。
- 4 役員が長期間欠勤したときの処遇は、理事会の議を経て会長が決める。

(退職慰労金)

第3条 役員退職慰労金は、役員として勤務し、任期満了、辞任又は死亡により役員を退任した者に支給する。

- 2 役員退職慰労金は、引き続いて役員として選任された場合であっても、役員の任期を満了するごとに支給する。
- 3 役員退職慰労金の額は、別表2に定める基礎年額に基づき、支給を受ける者の各年度の役職に応じた金額の合計額とする。ただし、任期中に就任または退任したときは、1年未満の在任日数に応じて算出する。
- 4 特別に理由のあるときは、当該退任役員の役員退職慰労金の額を増額することができる。ただし、この場合は代議員会の議決を要するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員に、職務の遂行に伴い生じる交通費、旅費、宿泊費等の費用を支給することができる。

- 2 費用弁償に關し必要な事項は、理事会の議を経て会長が定める。

(規則の改廃)

第5条 この規則を変更し、又は廃止するときは、役員報酬審議会の議を経て、代議員会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成24年度までの役員退職慰労金で、任期満了時に引き続き役員に選任されたことにより支給が保留されていた分は、平成24年度の役員の任期満了時に一括して支給する。

附 則

- 1 平成26年4月1日より「別表1」を一部改正する。（経理担当常務理事の別枠を削除）

役等関
員支
する
報給規
酬に則

[別表第1]

役職名	報酬の月額（平成26年度以降）
会長	154,000円
副会長	134,000円
専務理事	134,000円
常務理事	104,000円
理事	86,000円
監事	81,000円

[別表第2]

役職名	役員退職慰労金の基礎年額（平成19年度以降）
会長	1,535,000円
副会長	753,000円
専務理事	1,278,000円
常務理事	856,000円
理事	574,000円
"	621,000円（医療保険・介護保険担当）
監事	535,000円

一般社団法人京都府歯科医師会 役員費用弁償等支給に関する規程

第1条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会定款第31条第2項に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という。）に対する交通費その他の費用弁償に関する事項を定める。

第2条 役員に次の交通費を支給する。

- 一 常務理事以上の役員の交通費は、月額2,000円の12回を限度として、24,000円を支給する。
- 二 理事及び監事の交通費は、月額2,000円の8回を限度として、16,000円を支給する。

第3条 京都府丹波歯科医師会、京都府舞鶴歯科医師会、京都府丹後歯科医師会の会員である役員は、本会会務に出席毎に本会の旅費規程に準じた実費交通費を支給する。また、会務のため宿泊を要した場合は旅費規程に準ずる宿泊費を支給する。

第4条 役員が業務のため出張する場合は、本会の旅費規程に定める旅費を支給する。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

役員費用弁償に関する規程

一般社団法人京都府歯科医師会 役員倫理規程

一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）は、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって国民の健康と福祉を増進することを目的とする組織として認められており、役員には矜持とともに高い規範意識が求められる。

人の生活や社会の制度は二つの規律、すなわち守るべきと定められた法規範と、守るものと伝えられた倫理・道徳規範によって秩序づけられている。この規範が法律のみに傾き、倫理と乖離が大きくなると「合法ならば何をやってもよい」という背徳によって忌むべき行動が惹起されることになる。

倫理・道徳は人為的に制定された法規範と大きく異なり、集団における自主的な習俗的規範といったものであり、その中には良習も因習も含まれているのみならず、時処位によって変化する。従って、本来は普遍的に明文化できるものでないが、敢えて公共的な事業特性を鑑み役員に対してこの規程を定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、前文の趣旨に基づき、本会の組織運営に関わる理事、監事、京都歯科医療技術専門学校校長・副校长・教務部長・学生部長（以下「役員」という。）が倫理を保持し、外部からの信頼を確保することを目的とする。

（社会的信用の保持）

第 2 条 役員は、公正かつ誠実に事業活動の運営及び推進にあたり、社会的信用の維持向上に努めるものとする。

（法令等の遵守）

第 3 条 役員は、法令及び本会の定款その他の諸規則を遵守し、社会的規範に反することなく、適切に事業活動の運営及び推進を行わなければならない。

（遵守すべき倫理行動の原則）

第 4 条 役員が倫理を保持するため、次に掲げる倫理行動の原則として遵守しなければならない。

- 一 業務の透明性を第一とし、開示すべき情報を隠蔽してはならない。
- 二 職務に従事する上で、社会や本会会員から疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 三 反社会的勢力との関係は一切持ってはならない。
- 四 本会等の職務や地位を私的利害のために利用してはならない。
- 五 本会と利益相反を生じさせるような行為をしてはならない。
- 六 虚偽の内部告発で、個人ならびに組織を貶めてはならない。

（規程遵守の報告及び体制整備）

第 5 条 役員はこの規程の遵守状況を理事会に報告し、法令順守と倫理の保持のために必要な体制の整備に努めなければならない。

(懲戒)

第 6 条 本規程から著しく逸脱した行為が認められた場合は、別に定める規程に基づき懲戒の対象とするものとする。

(教育と研修)

第 7 条 本規程を周知徹底し、倫理規範意識を高めるために、本会は定期的または必要に応じて隨時、教育や研修の機会を設けるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 役員懲戒規程

(目的)

第 1 条 この規程は、法令又は一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という）定款、諸規則等に違反するなどの不適切な行為を戒め、本会の社会的な信頼を確保することを目的として懲戒処分に関し必要な事項を定める。

(適用対象)

第 2 条 この規程は、以下に定める者に適用する。

- 一 理事及び監事
- 二 顧問、嘱託
- 三 京都歯科医療技術専門学校長・副校长長・教務部長・学生部長

(違反行為)

第 3 条 前条に列挙する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 刑法等に規定される犯罪行為
- 二 道路交通法規に違反する行為
- 三 医道審議会で処分の対象となる行為
- 四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた事項に違反する行為
- 五 その他、法令違反に該当し本会に損失を与える行為
- 六 本会の定款、規則、規程に定められた事項に違反する行為
- 七 私的な利益、便益を得る目的で、本会に経済的な損害を与えること、本会の社会的信用を失わせる行為
- 八 善良な管理者としての注意義務を怠り、本会に重要な経済的損失を与える行為
- 九 本会の社会的信用を傷つけ貶める行為
- 十 虚偽報告
- 十一 秘密漏洩
- 十二 入札談合、不当不正な随意契約等に関する行為
- 十三 個人情報の目的外収集、漏洩
- 十四 暴言等会内の秩序を乱す行為
- 十五 セクシャルハラスメント等人権を侵害する行為
- 十六 違反行為を唆し、帮助する行為
- 十七 業務における不適正な指導監督
- 十八 非行の隠蔽、黙認
- 十九 その他、各号に準ずる不適当な行為

(違反行為に対する懲戒処分の種類)

第 4 条 前条に定める違反行為をした者は、内部統制室の調査を経てその内容及び情状に応じて理事会の決議により次の各号の懲戒処分を受ける。

- 一 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒めること。
- 二 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒めること。
- 三 減俸：一定期間、報酬等を一定の率で減額すること。
- 四 停職：一定期間職務に従事させないこと。

- 五 解職：所掌職務の解除、業務執行理事の解職を行うこと。（定款第34条第1項第3号）
- 六 解任：（役員等の場合）代議員会で解任手続きを行うこと。（定款第17条第1号）

（懲戒処分の公正の保持）

第5条 懲戒処分は、公正かつ適正に行わなければならない。

② 懲戒処分の量定は、人事院事務総長通知（懲戒処分の指針について）及び人事院規則（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）等を参考に決定する。

附 則

この規程は、平成30年11月7日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 内部統制室規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人法第 90 条第 4 項第 5 号に規定される「理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備」に係る理事会の決議に基づき内部統制室の設置及び運用を定めるものである。

(室の構成員)

第 2 条 内部統制室は、次掲げる人員（以下「構成員」という。）により、構成するものとする。

- 一 副会長の中の 1 名
- 二 専務理事
- 三 総務担当常務理事

- ② 前項の構成員は、理事会の決議により選任する。
- ③ 第 2 項にかかわらず、理事会は必要に応じ、第 1 項の構成員のほか、理事又は事務職員の中から、別途構成員を選任することができる。
- ④ 前第 1 項の「副会長の中の 1 名」を室の責任者とする。

(所掌業務)

第 3 条 内部統制室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報管理に関する事項
- 二 リスク管理に関する事項
- 三 業務管理に関する事項
- 四 コンプライアンス管理に関する事項
- 五 その他、内部統制に必要な事項

(外部有識者からの助言)

第 4 条 内部統制室の業務においては、必要に応じて内部統制室に係る専門的な知識を有する公認会計士、弁護士等の専門家から必要な助言を受け、適正な業務遂行に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 会員の異動届出等に関する取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）定款及び本会定款施行規則（以下「定款施行規則」という。）に基づき、本会正会員の入会申込及び入会後の異動や変更の届出等に関する取扱を定めるものである。

(正会員の入会申込)

第 2 条 本会正会員の入会申込は、定款施行規則第3条に定める入会申込書を就業所が所在する区域の郡市区歯科医師会を経由して本会に提出しなければならない。就業所がない場合は、自宅が所在する区域の郡市区歯科医師会を経由する。

(第1種正会員の就業所の異動)

第 3 条 本会第1種正会員が開設者、管理者、歯科的責任者等である診療所等が、本会入会後に、所属する郡市区歯科医師会の区域から他の郡市区歯科医師会の区域に移転等した場合は、その旨の異動届出を現在所属する郡市区歯科医師会（以下「現在の郡市区歯科医師会」という。）を経由して本会に届出なければならない。

2 前項の異動をした第1種正会員は、速やかに異動先の郡市区歯科医師会への入会手続きをしなければならない。

(第2種正会員の勤務地の異動)

第 4 条 本会第2種正会員が勤務する診療所等を異動等した結果、就業所が現在の郡市区歯科医師会の区域から他の郡市区歯科医師会の区域に変わった場合は、前条第1項及び第2項を準用する。

2 前項の場合に、就業所を異動等する第2種正会員の住所地が現在の郡市区歯科医師会の区域内にあり、かつ短期間（概ね3年以内）に再び現在の郡市区歯科医師会の区域内の就業所に勤務先変更する予定がある等の特別事情があるときは、現在の郡市区歯科医師会の承認を得て、現在の郡市区歯科医師会の所属を続けることができるものとする。ただし、この場合は、就業所が区域外であっても現在の郡市区歯科医師会の会員としての資格を継続することを認める旨の現在の郡市区歯科医師会長名の確認書、並びに、予定する期限内に現在の郡市区歯科医師会の区域内の就業所に勤務先変更することの本人の確約書を提出しなければならない。

(第1種正会員から第2種正会員への異動)

第 5 条 第1種正会員が診療所等の開設者、管理者、歯科的責任者等の立場から、第2種正会員の勤務歯科医師の立場に異動し、その異動に伴って、就業所の所在地が現在の郡市区歯科医師会から他の郡市区歯科医師会の区域になる場合も、前条第1項と同様とする。

2 前項の場合に、就業所を異動等する第1種正会員の住所地が現在の郡市区歯科医師会の区域内にあり、かつ短期間（概ね3年以内）に再び現在の郡市区歯科医師会の区域内で診療所を開設等する予定がある等の特別事情があるときは、現在の郡市区歯科医師会の承認を得て、現在の郡市区歯科医師会所属を続けることができるものとする。ただし、この場合は、就業所が区域外であっても現在の郡市区歯科医師会の会員とし

内規
部
統
制
室
程

会員の
異動規
程

ての資格を継続することを認める旨の現在の郡市区長名の確認書、並びに、予定する期限内に現在の郡市区歯科医師会の区域内で開業等することの本人の確約書を提出しなければならない。

(就業の廃止に伴う異動)

第 6 条 以前より本会の正会員で、診療に従事しなくなった歯科医師で、住所地が就業時に所属していた郡市区歯科医師会と郡市区を異にする場合は、現在の郡市区歯科医師会の承認を得て現在の郡市区歯科医師会所属を続けることができる。ただし、この場合は、住所地が区域外であっても現在の郡市区歯科医師会の会員としての資格を継続することを認める旨の現在の郡市区歯科医師会長名の確認書を提出するものとする。

2 前項の取扱は、住所地が京都府外の場合も同様とする。

(その他の変更届出)

第 7 条 本会正会員の定款施行規則第 3 条の入会申込書記載事項で就業所の異動以外の記載事項の変更の届出、及び現在の郡市区歯科医師会の区域内での就業所の異動の届出は、定款施行規則第 5 条に定める届出を行う。

(その他)

第 8 条 この規程の変更は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 旅費規程

第 1 条 旅費は、この規程に定めるところにより給する。

第 2 条 本会の代議員会、理事会、郡市区歯科医師会会長会議及び委員会等の招集に応じ会議に出席し又は、本会の依頼若しくは要求に応じ、本会の業務遂行のため出張した場合はその者に対し次の旅費を給する。

表 1. 本会の会議に出席した場合には、次の旅費を給する。

区分	鉄道賃 車 賃	船 賃 車 賃	日当 (1 日に付)	宿泊料 (1 泊に付き)	備 考
会議開催地 (用務地) に 居住する者	交通費	交通費	4,000円		交通費は 2,000円 とする。
片道10km 以上の地から 出席する者	旅客運賃 グリーン料金 交通費	旅客運賃 グリーン料金 交通費	4,000円		京都市内の者は 該当しない。た だし、グリーン 料金は40km以 上より支給す る。
片道70km 以上の地から 出席する者	旅客運賃 グリーン料金 急行料金 座席指定 交通費	旅客運賃 グリーン料金 交通費	4,000円	10,000円	

表 2. 本会の役員及び職員が業務のため出張した場合には、次の旅費を給する。

区分	鉄道賃 車 賃	船 賃 車 賃	航空賃 車 賃	日当 (1 日に付)	宿泊料 (1 泊に付き)	備 考
役 員	旅客運賃 グリーン料金 交通費	旅客運賃 グリーン料金 交通費	旅客運賃 交 通 費	4,000円	役員 管内15,000円 委員 管内10,000円 管外22,000円	交通費は2,000 円とする。 ただし、グリー ン料金は40km より支給する。
課長級 以上 の 職 員	旅客運賃 グリーン料金	旅客運賃 グリーン料金	旅客運賃	1,500円	管内10,000円 管外18,000円	同 上
その他の 職 員	旅客運賃	旅客運賃	旅客運賃	1,000円	管内10,000円 管外18,000円	同 上

[註] 役員、委員と同行する職員については、別に考慮するものとする。

2 表 2 の急行料金、特急料金及び座席指定料金については、次の区分により給する。

ア) 急行料金は片道100km以上300km未満とする。

イ) 特急料金は片道300km以上とする。

ウ) 座席指定料金は座席指定料金を要する列車の運転区間を旅行し、これに乗車したときとする。

3 日当は出席の日より帰着までとし、宿泊料は当夜より帰着の前夜までとして給する。

第 3 条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算するものとする。

第 4 条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は火災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては 400 km、水路旅行にあっては 200 km について 1 日の割合をもって通算した日数を越すことができない。

第 5 条 旅費の支給につき、この規程により難い場合には会長の定めるところによる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

令和 7 年 2 月 1 日から当分の間、次の地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福岡県）へ出張した場合には、物価高騰を考慮し、1 泊につき宿泊料 10,000 円を加算するものとする。

一般社団法人京都府歯科医師会 死亡見舞金・罹災見舞金支給規程

第1条 会員（準会員を除く、以下同様）が死亡したときは、死亡見舞金として100,000円を支給する。受領者は、相続人を代表とする遺族とする。

2 前項の死亡した会員に会費又は負担金及びその他の費用で京都府歯科医師会に未払の債務があるときには、前項の死亡見舞金から未払金を差引き、残余を支払うものとする。

第2条 火災若しくは地震、風水害等の天災が原因により会員の診療所若しくは自宅が受けたる損害については、損害状況により理事会にて協議の上、罹災見舞金を支給する。

2 添付書類

一 公的又は郡市区歯科医師会長の証明書及び現状写真（2枚以上）

第3条 第1条、第2条に定める見舞金の給付を申請する者は、受給の事由が発生した日より60日以内に、所定の給付申請書に所要事項を記入し京都府歯科医師会に提出するものとする。

第4条 本規程に定めのない事項は理事会の議を経て会長が決定する。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年3月4日から施行する。（第1条第2項を新設）

附 則

1 この規程は、平成30年10月3日より施行する。（第2条第1項の基準を削除し、理事会にて協議に変更）

死罹支
亡災見
見舞規
金・金程

一般社団法人京都府歯科医師会 医療事故対策処理規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という）定款第4条第1項第4号の規定に基づいて定める。

(目 的)

第 2 条 本会会員にして医療行為中に偶発した事故に基因する紛争の生じたときの処理とこれの予防を講ずることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 目的達成のため次の事項を行う。

- 一 本会会員に対する啓発
- 二 資料の収集と分析研究
- 三 医療事故発生の報告を受けたときは、直ちに実情を調査して対策を検討のうえ助言と指示を当該会員に与える
- 四 必要あるときは相手方との交渉
- 五 その他

(室)

第 4 条 運営のため医療安全対策室（以下「室」という）をもうける。

- 2 室長は本会理事をもって充てる。
- 3 室に室員若干名をおき、室員は会長が委嘱する。
- 4 室員の互選により、室次長を選出する。
- 5 室員の任期は委嘱した会長の任期と同じとする。

(顧 問)

第 5 条 医療事故処理のため会長が必要と認めたとき、必要を認める間、顧問をおくことができる。

(経 費)

第 6 条 第3条に要する経費のほか、運営に要する事務的な経費は本会会計より支出する。

- 2 医療事故処理のために要する経費のうち紛争に係る裁判と弁護に要した費用並びに賠償金、慰謝料等については当該会員の負担とする。
- 3 前項の会員負担の補償金については、本会が保険会社と団体契約している医師賠償責任保険に加入すれば、原則として1口の医療上の対人賠償額は、1事故につき100万円限度として年間300万円まで補償され、200口まで加入できる。
- 4 医療事故が生じたとき室は、契約保険会社等と協議して処理する。

(事故発生時の措置)

第 7 条 本会会員にして医療事故が発生したときは、直ちに電話等適宜の方法により事故の大要を本会へ連絡しなければならない。

(委託事項の処理)

第 8 条 事故発生の報告を受けたときは、会長は直ちに室に検討を命じ応急処理につき逐次当該会員に指示または助言するものとする。
 ただし、急を要する場合または会長の判断により処理したときは、その後において室に顛末を報告するものとする。

(報告書等の処理)

第 9 条 指示又は助言に従って応急処理をしたときは、可及的速やかに顛末を文書に記して会長宛提出するものとする。

2 報告書には患者の住所、職業、氏名、年令、性別、既往症、病名、事故の原因とその発生状況、経過、転帰、事後処理等を記載し、相手方その他の事後感情等を併記する。

3 報告書及びこれに添付する委任状の書式は室で定める。

(意見の発表)

第 10 条 本会の内外を問わず、意見の発表は会長若しくは会長の指名するものが行ない、当該会員及び関係者その他は一切口外してはならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（加入可能な最大口数の増加）

医処
療事
故規
対策
程

一般社団法人京都府歯科医師会 学校歯科部会規程

第 1 条 この規程は一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という）定款第4条の規定に基づきこれを定める。

第 2 条 この部は一般社団法人京都府歯科医師会学校歯科部会（以下「本部会」という）と称する。

第 3 条 本部会は児童・生徒の健康の保持増進を図るために、地域歯科保健の一環として学校歯科保健の指導普及及び振興に努め、もって学校保健の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第 4 条 本部会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 一 学校歯科保健に関する研究調査
- 二 学校歯科保健に関する指導及び普及
- 三 学校歯科保健に関する建議及び諮問
- 四 学校歯科医の学術、公衆衛生に関する研修
- 五 学校歯科に関する情報並びに広報活動
- 六 学校歯科保健に関する諸団体との交流と研究資料の交換
- 七 その他部会の目的を達成するに必要なこと

第 5 条 本部会は本会会員をもって組織する。

第 6 条 本部会の運営は理事会の議を経て会長がこれを行う。

第 7 条 本部会に次の部員を置く。

部 会 長	1 名
部 員	若干名

2 部会長は本会理事をもって充てる。

第 8 条 学校歯科委員会を設け、第4条に設ける各事項を審議する。

第 9 条 会員は負担金として学校歯科部会費を本会に納入する義務を有する。ただし、学校歯科医委嘱を受けていない者は免除する。

第 10 条 本部会の経費は本会一般会計より支出する。

第 11 条 本部会規程に定めるもの他、必要な事項は理事会の議を経て本会会長がこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 学校歯科部会規程施行細則

第 1 条 会長は、学校長、幼稚園長及び教育委員会より学校歯科医の推薦についての依頼を受けたときは、当該学校、幼稚園の所在する区域の郡市区歯科医師会長にその推薦について諮詢するものとする。

2 郡市区歯科医師会長は原則として、当該学校、幼稚園の所在する区域内の本会会員より選出し、会長に答申するものとする。

3 推薦については、委嘱される年度の4月1日の前日において75歳未満である者とする。

4 会長は郡市区歯科医師会長よりの答申に基づき、当該学校長、幼稚園及び教育委員会へ推薦書を送付する。

第 2 条 部会長は会長の命を受け本部会を統括する。

2 部員は部会長の命を受けて必要な事項を行う。

第 3 条 会員のうち学校歯科医委嘱を受けている者は、公益社団法人日本学校歯科医会に加入するものとする。

2 前項にかかわらず、学校歯科部会費が免除の者は加入を猶予することができる。

第 4 条 この施行細則に定める他必要な事項は理事会の議を経て本会会長がこれを定める。

附 則

この施行細則は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は平成29年4月1日より施行する。
(第3条第2項 日学歯加入手続猶予を追加)

附 則

この施行細則は令和3年4月1日より施行する。
(第3条 公益社団法人日本学校歯科医会に変更)

学規
校歯科部
会規程

学規
校規程
歯科部
会規程

一般社団法人京都府歯科医師会 団体保険取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第11号に基づき、これを定める。

(目 的)

第2条 本会は、会員が歯科医業や自らの生活を営む上で有用な保険商品について、保険会社と団体契約し、会員に斡旋することにより会員の福祉及び歯科医業の向上に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本制度の適用を受ける者は、原則として正会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議により正会員の他、その家族及び従業員並びに準会員等に拡大して適用することができる。

(取扱保険)

第4条 第2条の目的により本会が取り扱う団体保険商品は、医師賠償責任保険、生命保険、年金保険、入院保険、所得補償保険、小規模企業共済並びに今後、理事会が採用を決議し、団体契約したものとする。

2 前項に定めた取扱保険商品については、保険会社と協議の上、団体契約した保険約款に基づき斡旋する。

3 会員が直接保険会社と契約した個人生命保険について、同一保険に本会会員が一定数以上加入し、その結果職域団体扱いになった保険については、本会が保険料を集金し、保険料を当該生命保険会社に支払う。

(各種保険の取扱)

第5条 前条に定める保険商品のうち、契約先が損害保険会社の場合、商品の募集業務を理事会の決議により、損害保険会社代理店に委託することができる。

(還付金)

第6条 保険商品のうち、保険会社による年度決算の結果、保険加入者への還付金が発生した時は、保険会社の計算に基づき保険加入者へ還付する。

(事務手数料等)

第7条 第4条第1項及び第3項の取扱保険に対する保険会社よりの事務手数料または集金事務費については、集金事務等にかかる経費の補填として本会が受領する。

第8条 この規程に定める外、取扱保険に関して必要な事項は、その都度理事会でこれを決める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

一般社団法人京都府歯科医師会 会館管理規程

第 1 条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）の所有する会館の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 会館の管理については、法令に定めるもののほかこの規程による。

第 3 条 本会会長は会館の管理責任者を定めなければならない。

第 4 条 管理責任者は別に定めるところにより次の事項を行う。

- 一 盗難の防止
- 二 火災の防止
- 三 保 清
- 四 保 全
- 五 前項に掲げるもののほか、会館管理に関し必要な事項

第 5 条 管理責任者は管理業務に従事する者を常に監督し、必要な指示を与えるなければならない。

第 6 条 管理業務に従事する者は、管理責任者の指示に従うほか、常に点検を行い異状を認めた場合は直ちに管理責任者に届け出で、その指揮をうける。

第 7 条 会館使用については別に定める。

第 8 条 この規程に定めるもののほか会館管理に関して必要な事項は、理事会でこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

団取
体扱
保規
険程

会館管理規程

一般社団法人京都府歯科医師会 会館使用規程

第 1 条 本規程は、京都府歯科医師会口腔保健センター（以下「本館」という。）の使用について、その規則を定め、本館の管理並びに運営の円滑をはかることを目的とする。

第 2 条 会員並びに関係団体は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）の運営に支障のない範囲において、本館の諸施設（但し別表（2）に定めるものに限る）を使用することができる。

第 3 条 本館を使用するときには、使用の 10 日以前に本会の定める所定の様式による会館使用許可願を本会に提出し、使用の許可を受けなければならぬ。

第 4 条 使用の許可を受けたものは直ちに別表（2）に定める会館使用料の全額を前納する。
既納の使用料は、使用者の都合によってその使用を取消し又は変更した場合は還付しない。ただし特別の事情ある場合においては理事会の議を経てその全部若しくは一部を還付することができる。

第 5 条 関係団体並びに特に公益上必要と認めたときには、前条の規定にかかわらず理事会の議を経て使用料を後納とし、又はその額を減免することができる。

第 6 条 使用時間は、通常（土、日曜日、祝祭日を除く）午前 9 時より午後 5 時までの間とする。ただし、特に会長が認めた場合はこの限りではない。

第 7 条 使用中に、建物又は附属設備を破損又は滅失したときは、何人の所為であっても、使用者はこれを原型に復しつつその損害を賠償しなければならない。

第 8 条 会館使用の許可を受けた者はその権利を他人に譲渡し又は他人をして使用せしめてはならない。

第 9 条 使用にあっては、何人も別表（1）に定める使用心得を厳守しつつ本会の指示に従わなければならない。

第 10 条 外部から機械器具を持込む場合には予め本会の許可を受けなければならない。

第 11 条 使用許可を受けた者は、その使用の室を変更し又は使用目的或はその内容を変更する場合には事前に本会の承認を受けなければならない。

第 12 条 本規程に定めない事項は会館運営委員会の議を経て会長がこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表（1） 使用心得

1. 本会の行事に支障の無い範囲内で、本心得遵守を条件に本会館諸施設（第2項に示す各室に限る）の使用申込みに応じます。

2. 貸室の対象とするのは、次の通りです。

◎口腔保健センター

1階	サービスセンター（診療室、待合室、静養・処置室、レントゲン室）		
	口腔保健集団指導室	2 6 9. 2 6 m ²	— 名
		1 4 7. 5 8 m ²	8 0 名
2階	技・ポーセレン室	2 2. 7 4 m ²	1 0 名
	技・技工実習室	8 5. 2 4 m ²	3 0 名
	技・基礎実習室	8 1. 8 7 m ²	3 0 名
	技・鋳造研磨室	4 6. 2 3 m ²	1 0 名
	技・理工学検査室	8 2. 5 2 m ²	3 0 名
	講 堂	3 4 8. 6 9 m ²	4 0 0 名
3階	会議室 1	2 9. 4 2 m ²	1 2 名
	会議室 2	2 9. 4 2 m ²	1 2 名
	会議室 3	7 8. 3 2 m ²	3 5 名
	学生ホール	7 7. 5 4 m ²	3 5 名
	技・教室 1	6 6. 5 0 m ²	3 0 名
	技・教室 2	6 6. 5 0 m ²	3 0 名
	技・専攻科教室、専攻科実習室	5 1. 4 6 m ²	9 名
4階	会議室 4	4 4. 9 1 m ²	2 5 名
	会議室 5	4 7. 3 8 m ²	2 5 名
	会議室 6	3 7. 0 6 m ²	2 0 名
	役員室 2	5 8. 7 7 m ²	2 4 名
	大会議室（会議室 4、会議室 5、会議室 6）	1 2 9. 3 5 m ²	7 5 名
	衛・教室 1	9 8. 7 6 m ²	6 0 名
	衛・教室 2	9 8. 6 5 m ²	6 0 名
5階	衛・臨床検査室	2 4 7. 7 7 m ²	5 5 名
	来賓室	6 3. 9 9 m ²	1 5 名
	応接室 1	1 6. 8 3 m ²	6 名
	応接室 2	1 6. 1 5 m ²	6 名
	役員室 1	5 8. 7 7 m ²	2 1 名
	保健室	1 7. 8 5 m ²	— 名
6階	衛・基礎実習室	1 2 9. 5 0 m ²	5 5 名
	衛・教室 3	9 4. 8 8 m ²	6 0 名
	図書室	9 6. 8 9 m ²	2 0 名
	談話ライブラリー	6 3. 7 3 m ²	2 0 名
	教養室	7 4. 1 2 m ²	3 0 名
	会議室 7	2 9. 3 5 m ²	1 2 名

3. 申込みは本会所定の申込用紙に、該当事項を記入の上、本会事務局庶務係へ使用予定日の10日前迄に御提出下さい。

4. 使用者は、事務局の請求するところにより、速やかに所定の使用料を納入してください。

5. 使用者側の都合で使用を取消又は変更された場合は、料金の払戻しは致しません。
ただし次の場合一部又は全部の料金をお返ししますが、そのために生じた損害は当方で責任を持ちません。

イ 不可抗力で使用出来なくなつたとき	全額払戻
ロ 当方の都合で使用取消をお願いしたとき (予約厳守の方針ですから緊急止むを得ない場合に限る)	全額払戻
ハ 3日前までに使用取消又は変更を申出た場合で、当方でその理由を認めたとき	半額払戻

6. 建物、設備、備品等を破損、滅失又は汚した場合は、使用者側の負担とします。なおその算定は当方の算定したものをお承認願います。

7. 他に転貸は一切お断りします。

8. 外部から機械器具を持込むときは、予め本会の許可を受けて下さい。

9. 使用許可を受けられたのち、使用目的あるいは内容を変更する場合には、事前に本会の承認を受けて下さい。

10. その他、次の事項を守って下さい。

イ 定員を厳守して下さい。
ロ 所定場所以外において喫煙、火気の使用、危険物の持込及び飲食は堅くお断りします。
ハ 館内で許可なく物品其の他の販売をしてはなりません。
ニ 使用時間を厳守して下さい。規定時間が過ぎたときは止むを得ず中止して頂くことがあります。
ホ 貼紙、掲示等は係員に御相談下さい。無断で壁その他のところへ貼ることはお断りします。
ヘ 使用終了後は全部の設備を元の状態にして係員に引継いで下さい。

別表（2） 使用時間区分及び使用料

口腔保健センター 貸室料金表《昼間》

室名 \ 時間	9:00~12:00	9:00~17:00	12:00~17:00			冷暖房料
1階 サービスセンター	29,700円	74,800円	47,300円			3割
口腔保健集団指導室	16,500円	41,800円	26,400円			3割
口腔保健集団指導室 1	8,250円	20,900円	13,200円			3割
口腔保健集団指導室 2	8,250円	20,900円	13,200円			3割
2階 ポーセレン室	4,400円	11,000円	6,600円			3割
技・技工実習室	9,900円	24,200円	15,400円			3割
技・基礎実習室	9,900円	24,200円	15,400円			3割
技・铸造実習室	5,500円	13,200円	8,800円			3割
技・理工学検査室	8,800円	20,900円	14,300円			3割
講堂	38,500円	96,800円	61,600円			3割
3階 会議室 1	4,400円	11,000円	6,600円			3割
会議室 2	4,400円	11,000円	6,600円			3割
会議室 3	8,800円	20,900円	14,300円			3割
学生ホール	8,800円	20,900円	14,300円			3割
技・教室 1	7,700円	18,700円	12,100円			3割
技・教室 2	7,700円	18,700円	12,100円			3割
技・（専）教室・実習室	6,600円	16,500円	11,000円			3割
4階 会議室 4	5,500円	13,200円	8,800円			3割
会議室 5	5,500円	13,200円	8,800円			3割
会議室 6	4,400円	11,000円	6,600円			3割
役員室 2	6,600円	16,500円	11,000円			3割
大会議室（会議室4・5・6）	15,400円	37,400円	24,200円			3割
衛・教室 1	9,900円	24,200円	15,400円			3割
衛・教室 2	9,900円	24,200円	15,400円			3割
5階 衛・臨床検査室	27,500円	71,500円	45,100円			3割
来賓室	7,700円	18,700円	12,100円			3割
応接室 1	2,200円	5,500円	3,300円			3割
応接室 2	2,200円	5,500円	3,300円			3割
役員室 1	6,600円	16,500円	11,000円			3割
保健室	8,800円	20,900円	14,300円			3割
6階 衛・基礎実習室	12,100円	28,600円	19,800円			3割
衛・教室 3	11,000円	26,400円	17,600円			3割
図書室	11,000円	26,400円	17,600円			3割
談話ライブラリー	7,700円	18,700円	12,100円			3割
教養室	8,800円	20,900円	14,300円			3割
会議室 7	4,400円	11,000円	6,600円			3割

口腔保健センター 貢室料金表《夜間》

室名 \ 時間	9:00~22:00	12:00~22:00	17:00~22:00	19:00~22:00	20:00~22:00	冷暖房料
1階 サービスセンター	110,000円	88,000円	46,200円	29,700円	20,900円	3割
口腔保健集団指導室	61,600円	47,850円	26,400円	16,500円	12,650円	3割
口腔保健集団指導室 1	30,800円	23,100円	13,200円	8,250円	6,050円	3割
口腔保健集団指導室 2	30,800円	23,100円	13,200円	8,250円	6,050円	3割
2階 ポーセレン室	15,950円	12,650円	6,600円	4,400円	3,300円	3割
技・技工実習室	37,400円	29,700円	15,400円	9,900円	7,150円	3割
技・基礎実習室	37,400円	29,700円	15,400円	9,900円	7,150円	3割
技・鋳造実習室	20,350円	15,950円	8,800円	5,500円	3,850円	3割
技・理工学検査室	32,450円	25,300円	14,300円	8,800円	6,050円	3割
講堂	143,000円	110,000円	60,500円	38,500円	29,150円	3割
3階 会議室 1	15,950円	12,650円	6,600円	4,400円	3,300円	3割
会議室 2	15,950円	12,650円	6,600円	4,400円	3,300円	3割
会議室 3	32,450円	25,300円	14,300円	8,800円	6,050円	3割
学生ホール	32,450円	25,300円	14,300円	8,800円	6,050円	3割
技・教室 1	29,150円	23,100円	12,100円	7,700円	5,500円	3割
技・教室 2	29,150円	23,100円	12,100円	7,700円	5,500円	3割
技・(専)教室・実習室	24,200円	19,250円	9,900円	6,600円	4,950円	3割
4階 会議室 4	20,350円	15,950円	8,800円	5,500円	3,850円	3割
会議室 5	20,350円	15,950円	8,800円	5,500円	3,850円	3割
会議室 6	15,950円	12,650円	6,600円	4,400円	3,300円	3割
役員室 2	24,200円	19,250円	9,900円	6,600円	4,950円	3割
大会議室(会議室4・5・6)	56,650円	44,550円	24,200円	15,400円	11,000円	3割
衛・教室 1	37,400円	29,700円	15,400円	9,900円	7,150円	3割
衛・教室 2	37,400円	29,700円	15,400円	9,900円	7,150円	3割
5階 衛・臨床検査室	103,400円	79,750円	44,000円	27,500円	20,350円	3割
来賓室	29,150円	23,100円	12,100円	7,700円	5,500円	3割
応接室 1	8,250円	6,600円	3,300円	2,200円	1,650円	3割
応接室 2	8,250円	6,600円	3,300円	2,200円	1,650円	3割
役員室 1	24,200円	19,250円	9,900円	6,600円	4,950円	3割
保健室	32,450円	25,300円	14,300円	8,800円	6,050円	3割
6階 衛・基礎実習室	45,100円	35,200円	19,800円	12,100円	8,800円	3割
衛・教室 3	41,250円	31,900円	17,600円	11,000円	8,250円	3割
図書室	41,250円	31,900円	17,600円	11,000円	8,250円	3割
談話ライブラリー	29,150円	23,100円	12,100円	7,700円	5,500円	3割
教養室	32,450円	25,300円	14,300円	8,800円	6,050円	3割
会議室 7	15,950円	12,650円	6,600円	4,400円	3,300円	3割

一般社団法人京都府歯科医師会 歯の衛生センター設置規則

(総 則)

第1条 一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）は、公衆衛生の普及向上、歯科医療従事者の養成、その他定款第4条に定める目的を遂行するため、歯の衛生センターを設置する。

(設置場所)

第2条 歯の衛生センターは、京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地並びに、京都府福知山市問屋町63番地の1におく。

(事業施設)

第3条 歯の衛生センターにおける事業施設は、次のとおりである。

- 一 京都歯科サービスセンター
- 二 京都歯科医療技術専門学校
- 三 歯の衛生センター附属研究所

(管理・運営)

第4条 前条に定める各事業施設の管理並びに運営は、すべて本会がこれにあたる。
2 その管理・運営に関しては、別に定めるそれぞれの運営規則による。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月22日から施行する。
(第2条センター北部診療所開設に伴う設置場所の追加)

京都歯科サービスセンター 運営規則

(総 則)

第 1 条 この規則は一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）が設置した歯の衛生センター内における京都歯科サービスセンター（以下「センター」という。）の組織運営等に關し必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第 2 条 センターは、府市民の歯の衛生思想の普及、保健指導、予防並びに診療等を行ふことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 センターは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 府市民の歯科関係疾患についての相談と指導
- 二 主として障がい児（者）に対する診療及び休日急病歯科診療
- 三 歯の衛生思想の普及と指導員の派遣
- 四 府市民のう蝕歯周疾患等の調査並びに生活環境と歯科関係疾患との関連調査
- 五 その他

(組 織)

第 4 条 センターに所長、副所長、部長及びセンター長、診療部長、麻醉部長、所員をおく。

2 センターに必要に応じて歯科麻酔科医、看護師、嘱託をおくことができる。

(人事任免)

第 5 条 所長は、代議員会の承認を得て、本会会長がこれを委嘱する。ただし、本会会長これを兼務することができる。

2 副所長以下部長、センター長、診療部長、麻醉部長、所員、歯科麻酔科医、看護師、嘱託は所長がこれを任免する。

(任 期)

第 6 条 所長の任期は、本会会長が選任された年の 7 月 1 日から 2 年とする。

2 副所長、部長及び所員の任期は所長の任期と同じとする。

(業 務)

第 7 条 所長はセンターを代表し、統括する。

2 副所長は所長を補佐し、所長に事故のあるときはその職務を代理し、欠けた時はその職務を代行する。

3 部長は所長の命を受け、センター業務を掌理する。

4 センター長は部長の命を受け、センター診療を管理する。

5 センター長及び診療部長、麻醉部長、所員並びに歯科麻酔科医、看護師の業務は、センター業務細則に定める。

衛生置
セ
ン
タ
ー
規
則

サ
運
営
セ
ン
タ
ー
規
則

(委員会の編成)

第 8 条 委員会はセンターを適正に運営するために設ける。

2 委員会は、委員をもって組織する。ただし、所長が必要と認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

(会議)

第 9 条 センター業務を遂行するために、所員会議を設ける。

(経理)

第 10 条 センターの経理は次の収入による。

- 一 本会受入金
- 二 前年度繰越金
- 三 その他

(会計)

第 11 条 センターの会計は特別会計とし、その予算並びに決算は本会代議員会の議決又は承認を要する。

(会計年度)

第 12 条 センターの会計年度は本会の会計年度に準ずる。

(その他)

第 13 条 その他センター運営に関する必要な事項は、本会理事会においてこれを定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則施行後、平成25年6月30日までの所長、副所長、部長、所員、嘱託は、第6条の規定にかかわらず、従前の者が引き続きその任務を行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。(第4条第1項、第5条第2項、第7条第5項に診療部長、麻醉部長を追加)

京都歯科サービスセンター 業務細則

第 1 条 この細則は、京都歯科サービスセンター運営規則第 7 条第 5 項により京都歯科サービスセンター（以下「センター」という。）のセンター長、所員及びその他の業務について規定する。

第 2 条 センター長および同所員並びにその他の者の業務を次のように定める。

- 一 センター長及び診療部長、麻醉部長、所員は、歯の衛生思想の普及活動、診療、相談指導並びに養成機関学生の教育指導を行なう。センター長は常に従事し、診療所の管理者業務に携わる。
また所員のうち、年度内を通じて同一曜日に従事する者を専任所員という。
- 二 歯科麻酔医、看護師は診療業務に携わる。
- 三 歯科衛生士は、予防処置、保健指導、診療の介補、器材の管理、資料の作成及び実習学生の指導を行なう。
- 四 歯科技工士は、補綴物の作製および実習学生の指導を行なう。

第 3 条 運営規則第 9 条により所員会議を設ける。

- 2 所員会議は所長、副所長、部長、センター長、所員をもって構成する。
- 3 所長が必要と認めたときは、前項以外の者を参加させることができる。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条に診療部長、麻酔部長を追加）

業務
サービス
セセ
細則

京都歯科医療技術専門学校 運営規則

(総 則)

第 1 条 この規則は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）が設置した歯の衛生センター内における京都歯科医療技術専門学校（以下「学校」という。）の組織運営等に關し必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第 2 条 学校は、本会定款第 4 条により京都歯科医療技術専門学校に衛生士科並びに技工士科及び技工士専攻科を設置し、歯科衛生士・歯科技工士の養成のための教育を行うことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 学校に学校長及び教職員若干名をおく。
2 教職員の区分及び定員に関しては学則に定める。

(人事任免)

第 4 条 学校長は、代議員会の承認を得て、本会会長がこれを委嘱する。ただし、本会会長による兼務は行わないものとする。
2 副学校長以下教職員は学校長が任免する。
3 副学校長、教務部長、学生部長は本会理事が兼務することができる。

(任 期)

第 5 条 学校長の任期は、本会会長が選任された年の 7 月 1 日から 2 年とする。ただし、任期途中の後任学校長の任期は前任者の残任期間とする。

(業 務)

第 6 条 学校長は学校を代表し、これを統括する。
2 副学校長は学校長を補佐し、学校長に事故のあるときはその職務を代理し、欠けた時はその職務を代行する。
3 教務部長は学校長の命を受け、学校の教務全般を掌理する。
4 教職員の業務は学生の訓育にあたるほか、学校業務細則に定める。

(運営委員会)

第 7 条 運営委員会（以下「委員会」という。）は、学校を適正に運営するために設ける。
2 委員会は、次の者をもって組織する。
一 衛生士科より若干名
二 技工士科及び技工士専攻科より若干名
三 本会会員中より若干名

(学校関係者評価委員会)

第 8 条 学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、学校運営の改善を図るために設ける。
2 評価委員会は、運営委員会より 5 名の委員をもって組織する。

(経理)

第9条 学校の経費は次の収入による。

- 一 本会受入金
- 二 入学金・授業料
- 三 前年度繰越金
- 四 その他

(会計)

第10条 学校の会計は特別会計とし、その予算並びに決算は本会代議員会の議決又は承認を要する。

(会計年度)

第11条 学校の会計年度は本会の会計年度に準ずる。

(その他)

第12条 その他学校運営に関する必要な事項は、本会理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則施行後、平成25年6月30日までの校長、副校长、教務部長、学生部長は、第4条第1項ただし書き及び第5条の規定にかかわらず、従前の者が引き続きその任務を行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月21日から施行する。(第4条第3項の本会理事が兼務できる職に副校长、学生部長を追加)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。(第8条学校関係者評価委員会を追加及び以降の各条を繰り下げる)

医專運
療門営
技学規
術校則

京都歯科医療技術専門学校 業務細則

第 1 条 この規則は、京都歯科医療技術専門学校運営規則第 6 条第 4 項により京都歯科医療技術専門学校（以下「学校」という。）の教務部長以下の業務を定める。

第 2 条 教職員の業務は次のように定める。

- 一 教務部長 教務部長は学校長の命を受け次の業務を行う。
 - ア 教科の進行・学校行事の立案調整
 - イ 学生の無料職業紹介
 - ウ 教科用図書及び器材の選定
 - エ 教材の充実と購入
 - オ 関係官庁・教育機関との連絡調整
 - カ その他
- 二 学生部長 学生部長は教務部長を補佐し次の業務を行う。
 - ア 学生の規律を維持させる
 - イ 学生の身上について調査し、生活指導をする
 - ウ 学級活動を指導する
 - エ 学生の徳操・礼節の教育
 - オ 学生の福祉厚生
- 三 教務主任 教務主任は教務部長指導監督のもとに次の業務を行う。
 - ア 教科時間割の編成と告知
 - イ 基礎及び臨床実習の指導
 - ウ 学籍簿、成績簿、学習記録、評価表、出席簿その他記録の作成
 - エ 学校内の器具、図書、教材等の保管
 - オ 講師との連絡調整
 - カ 学科試験の監督
 - キ 学校指定規則第 5 条の報告
 - ク 臨床実習機関との連絡調整
- 四 教務副主任 教務副主任は教務主任を補佐し業務を分掌する。
- 五 専任教員 専任教員は教務業務を分担するほか、図書管理、火災予防及び清潔整頓に留意する。
- 六 事務職員 事務職員は本会事務局長の傘下にあるが、学校内では教務部長の監督のもとに次の業務を分掌する。
 - ア 備品の保管及び営繕
 - イ 文書の保存整理
 - ウ 証明書等の発行
 - エ 入試事務
 - オ 金品の出納

第 3 条 学校には職員会議及び入試委員会議を設ける。

一 職員会議

- ア この会議は、京都歯科医療技術専門学校職員会議（以下「職員会議」という。）という。
- イ 職員会議は、学校に関する重要事項を協議する。
- ウ 職員会議は、校長、副校長、教務部長、学生部長、教務主任及び校医をもって組織する。
- ただし、校長が必要と認めるときは、前記以外の者を参加させることができる。
- エ 職員会議の議長は校長が指名することができる。
- オ 職員会議は、校長が必要と認めたときに招集する。

二 入試委員会議

- ア この会議は、京都歯科医療技術専門学校入試委員会議（以下「入試委員会議」という。）という。
- イ 入試委員会議は、学校の入試に関する諸事項を協議する。
- ウ 入試委員の定数は若干名とする。
- エ 入試委員は校長及び校長が委嘱する者とする。
- オ 入試委員長は委員の互選による。
- カ 入試委員の任期は校長が定める。
- キ 入試委員会議は、入試に関する次の事項を協議する。
 - ・入試科目的検討
 - ・出題者の選考
 - ・受験生の試問
 - ・考查表の作成
 - ・合否の決定
 - ・その他

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

医專業
療門務
技學細
術校則

京都歯科医療技術専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、医療専門課程を設置し、歯科衛生士及び歯科技工士に必要な専門教育を行い、徳性豊かな人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、京都歯科医療技術専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地におく。

(設置者)

第4条 本校は、一般社団法人京都府歯科医師会が設置経営する。

第5条 本校は、設置者である一般社団法人京都府歯科医師会が設ける学校運営委員会において、学校運営並びに重要事項を協議する。

2 運営委員会の構成、その他必要な事項は、運営規則並びに業務細則に定める。

第2章 課程・学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第6条 本校の課程、学科、修業年限、及び定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	衛生士科（昼間）	3年	50名	150名
	技工士科 本科（昼間）	2年	30名	60名
	専攻科（昼間）	1年	15名	15名

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は次の2期に区分する。

前 期 4月1日～9月30日
後 期 10月1日～翌年3月31日

(休業日)

第 8 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 三 校長が定める夏期、冬期、春期等における休業日
- 四 学校創立記念日 5月 2日

2 校長は非常災難その他必要と認めたとき、休業日を変更又は定めることができる。

第 3 章 教育課程・授業時間数及び教職員組織

(教育課程及び授業時間数)

第 9 条 本校の教育課程及び授業時間数は別表 (I) (II) (III) のとおりとする。

(始業及び終業)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午前 9 時から午後 4 時 15 分まで

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

一 学 校 長	1 名
二 副 学 校 長	2 名
三 教 務 部 長	1 名
四 学 生 部 長	2 名
五 教 務 主 任	2 名
六 教 員	6 名以上
七 講 師	若干名
八 助 手	若干名
九 事 務 職 員	若干名
十 校 医	1 名

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学・転入学・休学・退学・転入学及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本校に入学を許可する者は、高等学校卒業者、又は学校教育法第 56 条第 1 項に該当し、入学試験に合格したものとする。

また、技工士専攻科は歯科技工士免許取得者に限る。

医学
療
校
技術
學
專
門
則

(入学時期)

第 13 条 本校の入学時期は学年の始めとする。

(入学志願手続)

第14条 入学志願者は次の書類を取り揃え、別に入学検定料を添えて定められた期日内に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業証明書又は見込書及び成績証明書
- 四 写真(出願前3カ月以内に撮影した正面無帽上半身のもの、縦5cm×横4cm)2枚
- 五 技工士専攻科は、歯科技工士免許証の写し又は養成学校の卒業見込書

(入学試験)

第15条 入学試験は学力試験、適性検査及び面接とする。

(入学手続)

第16条 本校に入学許可を受けた者（以下「学生」という）は、指定期日までに保証人2名を定め、所定の誓約書に住民票及び入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

- 2 卒業見込者で受験した者は卒業証明書を提出しなければならない。
- 3 前項の手続を怠り又は入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取消すことがある。
- 4 第1項に規定する保証人2名の内1名は保護者又は後見人若しくは、近親者であって独立の生計を営む者とする。
- 5 技工士専攻科は、歯科技工士免許取得後写しを提出しなければならない。

第17条 本人及び保証人の身分上に異動或は住所変更等のあった場合は、直ちに学校長に届出なければならない。

(転入学)

第18条 学校長は、衛生士科に転入学を希望する者があるときは、その者が現在に在学する他の学校又は養成所の授業科目及び単位数並びにその者の履修状況が本校と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、転入学願を学校長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受け転入学しようとする者は、入学金を納付しなければならない。

(欠席)

第19条 学生が欠席する場合は、その理由を学校長に届出なければならない。ただし、1週間以上の病欠の場合は診断書を学校長に提出しなければならない。

(休 学)

第20条 学生が休学する場合は、所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

ただし休学の主たる理由が、疾病の場合は診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。

(復 学)

第21条 復学を希望する時は、所定の復学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、疾病により休学していた場合は、診断書を添付しなければならない。

2 前項の場合は原学年に編入する。

(退 学)

第22条 学生が退学する場合は、所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第23条 学校に納めるべき諸費を許可なく滞納した学生、又は同一学年に2年以上留まった学生は除籍することがある。

(褒 賞)

第24条 学業品行共に優秀で他の模範とすることの出来る学生は、褒賞することがある。

(懲 戒)

第25条 学生の本分に逆らったり、学則に違反した行為のあった場合はこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学、退学とする。

(停 学)

第26条 校長は、特に必要と認めた場合は停学を命ずることがある。

(強制退学)

第27条 学生で次の各号の一に該当する時は退学を命ずることがある。

- 一 素行不良で改しゅんの見込がない者
- 二 疾病又は学力劣等で卒業の見込がない者
- 三 正当の理由がなく出席常ならない者

第5章 成績の考查及び卒業

(成績の考查)

第28条 成績の考查は、授業を行った全科目並びに実習について学期の終わる毎に前期試験、後期試験により行うものとする。

2 前項の授業とは、講義・実習を指し、それぞれ各単位時間における3分の

1 以上欠席した者については試験を受けることはできない。
 3 所定の実習を完了していない者、所定の学費を完納していない者は、試験を受けることはできない。

(長期欠席者の取扱い)

第29条 各学期における各科目に係わる欠席時間数が授業時間数の3分の1を越える時、又は歯科衛生士及び歯科技工士養成所指定規則に定める時間数に満たない時は、所定の補講・補習を受けなければ試験を受けることはできない。

(合 格 点)

第30条 試験の成績は、1科目100点満点として60点以上を合格とする。

(再 試 験)

第31条 不合格の科目は、再試験を受けることができる。
 2 再試験を受ける者は、所定の再試験願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(追 試 験)

第32条 やむを得ない理由により学期試験を欠席した者は、所定の追試験願を校長に提出し、許可を受けなければ追試験を受けることができない。

(進 級)

第33条 その学年において授業を行った全科目並びに実習についての試験に合格した者を進級させる。ただし技工士専攻科は1年で修了する。
 2 衛生士科においては、別表(I)における単位を、技工士科においては、別表(II)における単位を、学年毎に取得した者について進級させる。
 3 1単位の授業科目を4.5時間の学習を必要とする内容をもって構成する。
 1単位の授業時間数は、講義及び演習については1.5時間から3.0時間、実習及び実技については3.0時間から4.5時間の範囲とする。
 臨地実習については、1単位を4.5時間の実習をもって構成する。

(修了の認定及び卒業)

第34条 第9条に規定する全科目の試験に合格した者には、医療専門課程を修了したことを認定し、別紙様式による卒業証書及び修了証書を授与する。
 2 衛生士科においては、別表(I)における単位をすべて取得した者、技工士科においては、別表(II)における単位をすべて取得した者を医療専門課程に修了したことと認定し、別紙様式による卒業証書及び修了証書を授与する。

(称号の授与)

第35条 前条により、医療専門課程(衛生士科・技工士科)を修了したものには専門士(医療専門課程)の称号を別紙様式による称号授与書を授与する。

第6章 授業料等

(授業料等)

第36条 入学金、授業料、実習費、施設維持費及び入学検定料は別表(IV)のとおりとする。

第37条 授業料、実習費及び施設維持費は、別表の金額を指定期日までに本校に納付しなければならない。

2 休学期間中であっても、授業料は納めなければならない。

(学納金の返還)

第38条 すでに納入した学納金(入学金等)は、原則として返還しない。

第7章 雜則

(健康診断)

第39条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(京都歯科衛生士専門学校)

附 則

1. この学則は、昭和38年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和48年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

(京都歯科技工士専門学校)

附 則

1. この学則は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和48年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学院長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

(京都歯科医療技術専門学校)

附 則

1. この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則の第32・33条については、平成7年3月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

(技工士専攻科設置のため第5条、第11条変更)

附 則

1. この学則は、平成8年6月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は学校長が定める。

附 則

1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(休業日・成績の考查・授業料等変更)

附 則

1. この学則は、平成12年9月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(学校地設置変更)

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(授業料等及び再試験受験条件の変更)

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(第11条入学資格の衛生士科は女子に限るを削除。第36条既納の学納金について一部施行細則へ移動)

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(衛生士科3年制に伴う会議、修業年限・総定員、教育課程・授業時間数、健康診断書の削除、入学金・授業料・実習費等の変更及び、転入学、施設維持費の追加)

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(衛生士科3年制に伴う修業年限・総定員の変更)

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(衛生士科3年制に伴う教育課程のカリキュラム変更)

附 則

1. この学則は、平成25年2月23日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(区画整理に伴う位置の変更)

附 則

1. この学則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(京都府歯科医師会の一般社団法人移行に伴う設置者の変更)

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正（教育内容を時間制から単位

制に切り替え)に伴う変更および入学金・施設維持費の変更)
(衛生士科教育課程のカリキュラムの変更)

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について、必要な細則は校長が定める。
(第28条②の変更。別表Ⅱの単位数の変更)

※本学則にかかる別表の掲載は、割愛しております。

歯の衛生センター附属研究所 運営規則

(総 則)

第 1 条 この規則は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「本会」という。）が設置した歯の衛生センター附属研究所（以下「附属研究所」という。）の組織・運営に関し必要な事項を定めるものである。

(設置場所)

第 2 条 附属研究所は京都市中京区西ノ京東梅尾町 1 番地におく。

(目 的)

第 3 条 附属研究所は、定款第 4 条に定める事業を遂行することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 附属研究所は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 一 歯科医師の補綴研修
- 二 サービスセンター事業の補綴
- 三 学校関係の実地研修

(組 織)

第 5 条 附属研究所は所長、副所長、主任歯科医師各 1 名並びに専属歯科医師の所員及び技術職員各若干名をおく。

(人事任免)

第 6 条 所長は、本会会長が委嘱する。ただし、本会会長による兼務は行わないものとする。

- 2 副所長以下の所員は所長がこれを任免する。
- 3 技術職員は医療技術専門学校の教員が兼務することができる。

(任 期)

第 7 条 所長の任期は、本会会長が選任された年の 7 月 1 日から 2 年とする。ただし、任期途中の後任所長の任期は前任者の残任期間とする。

(業 務)

第 8 条 所長は附属研究所を代表し統括する。

- 2 副所長は所長を補佐し、所長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 技術職員の業務は業務細則に定める。

(会 議)

第 9 条 附属研究所を適正に運営するために所員会議をおく。

(経 理)

第 10 条 附属研究所の経費は次の収入による。

- 一 本会受入金
- 二 その他

衛附運
生属營
セ研規
タ究規
| 所則

(会計)

第11条 附属研究所の会計は特別会計とし、その予算並びに決算は本会代議員会の議決又は承認を要する。

(会計年度)

第12条 附属研究所の会計年度は本会の会計年度に準ずる。

(その他)

第13条 その他附属研究所運営に関する必要な事項は、本会理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則施行後、平成25年6月30日までの所長、副所長、所員は、第6条第1項ただし書きおよび第7条の規定にかかわらず、従前の者が引き続きその任務を行うものとする。

一般社団法人京都府歯科医師会 図書閲覧・貸出規程

第 1 条 この規程は、京都府歯科医師会図書閲覧・貸出についてその準則を定め、図書の管理並びに運営の円滑をはかることを目的とする。

第 2 条 図書を利用できる者は、本会会員及び京都歯科医療技術専門学校の生徒とする。
ただし、会員が保証し管理者が承認した場合は、会員以外の者でも利用ができる。

第 3 条 図書の閲覧・貸出を希望する場合、所定事項を記入し図書係に届出なければならない。
2 利用者は別に定める図書閲覧・貸出心得を厳守し、係員の指示に従わなければならない。

第 4 条 利用時間は月曜日～金曜日・午前 9 時～午後 4 時までとし、土曜日（閉館日を除く）は午前中とする。
2 貸出期間は 7 日間とする。
なお継続する場合は、再度貸出手続きをしなければならない。

第 5 条 利用者がその図書を紛失、毀損または汚染した場合は、同一図書をもって弁償させ、場合によっては代金をもって弁償あるいは修理費を負担させるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

京都府歯科医師会図書閲覧 貸出心得

1. 利用者は所定の用紙に記入の上、図書係に必ず申出て下さい。
図書の閲覧は必ず図書室で行なって下さい。
2. 利用時間は月曜日～金曜日・午前9時～午後4時、土曜日（閉館日を除く）
は午前中となっております。
3. 利用者は図書の共有性を認識し、紛失、毀損、汚染しないように心がけ、図
書の出し入れに際しては、定位置を乱さないように留意して下さい。
4. 貸出は次の定めを遵守して下さい。
 - イ 所定の用紙に氏名、貸出日、返却予定日等の必要事項を記入し、係員
に届出て下さい。
 - ロ 貸出は一時一冊に限り、期間は7日間以内となっております。
 - ハ 有効期間を延長しようとする時は、再度貸出手続きをして下さい。
 - ニ 図書の又貸は禁じます。
 - ホ 返却の場合は係員に申出て納架して下さい。
 - ヘ 書籍の種類により貸出をお断りする場合もあります。
5. 利用者が図書を紛失、毀損又は汚染した場合は弁償していただきます。
なお、その算定は当方の算定したものをご承認願います。

附 則

この心得は、平成25年4月1日より実施する。

一般社団法人京都府歯科医師会 視聴覚教材視聴・貸出規程

第 1 条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会視聴覚教材の視聴・貸出についてその準則を定め、その管理並びに運営の円滑をはかることを目的とする。

第 2 条 視聴覚教材を利用できる者は、原則として本会会員とする。

第 3 条 視聴覚教材の館内視聴又は館外貸出を希望する場合、所定事項を記入し係に届出なければならない。

2 利用者は別に定める視聴覚教材の視聴・貸出心得を厳守し、係員の指示に従わなければならない。

第 4 条 館内視聴利用時間は月曜日～金曜日・午前 10 時～午後 4 時までとし、土曜日（閉館日を除く）は午前中とする。

2 館外貸出期間は 7 日間とする。

第 5 条 利用者が視聴覚機器、視聴覚教材を紛失、毀損又は汚染した場合は、代金をもって弁償あるいは修理費を負担させるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

図貸
書出
心得

視聴
覚教材
規程

京都府歯科医師会 視聴覚教材視聴・貸出心得

1. 視聴心得

- イ 利用者は視聴カードに所定の事項を記入して係員に渡し、所定の場所で視聴した後、必ず係員に届出て下さい。
- ロ 利用時間は月曜日～金曜日・午前10時～午後4時、土曜日（閉館日を除く）は午前中となっています。
- ハ 利用者は視聴覚機器、視聴覚教材の共有性を認識して紛失、毀損、汚染しないように心がけ、その使用に際しては係員の指示に従って下さい。

2. 貸出心得

- イ 利用者は少くとも7日前までにその旨係員に申出て下さい。
- ロ 利用者は所定の用紙に所属歯科医師会、借用者氏名、返却予定日等の必要事項を記入し係員に届出て下さい。
- ハ 館外貸出は一時4巻を限度とし、期間は原則として7日間以内となっております。延長する場合には事前に申出て下さい。
- ニ 視聴覚教材の又貸は禁じます。
- ホ 返却の場合は必ず係員に申出て下さい。

3. 利用者が視聴覚機器、視聴覚教材を紛失、毀損又は汚染した場合は弁償していただきます。

なお、その算定は当方の算定したものをお承認願います。

附 則

この心得は、平成25年4月1日より実施する。

一般社団法人京都府歯科医師会 事務局組織規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人京都府歯科医師会・京都府歯科医師連盟の事務局の組織大綱を定める。

(職 員)

第 2 条 事務局に次の職員を置く。

事務局長	1 名
事務局長付	1 名
事 務 長	1 名
部 長	若干名
次 長	若干名
課 長	若干名
担当課長	若干名
課長補佐	若干名
主 任	若干名
副 主 任	若干名
係 長	若干名
主 査	若干名
係 員	若干名

② 職員は事務をつかさどる事務職及び京都歯科サービスセンター診療業務又は京都歯科医療技術専門学校教務又は歯の衛生センター附属研究所補綴業務・補綴研修業務をつかさどる技術職で組織する。

(職員の任免)

第 3 条 前条の職員は、理事会の議を経て会長が任免する。

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、会長の指揮監督を受けて業務を総括する。

- ② 事務局長付は、事務局長を補佐する。
- ③ 事務長は、事務局長の命を受けて業務を掌理する。
- ④ 部長及び次長は、事務長の命を受けて所管業務を掌理する。
- ⑤ 課長及び担当課長、課長補佐並びに主任及び副主任は、直属部長の命により担当業務を分掌する。
- ⑥ 係長及び主査は、直属上司の命を受けて担当業務をつかさどる。
- ⑦ 職員は、直属上司の命を受けてその所属の業務に従事する。

(事務局会議)

第 5 条 事務局長の招集により、必要に応じ事務局会議を開くことができる。

(嘱 託)

第 6 条 会長は、必要に応じ事務局に嘱託を置くことができる。

視
聴
覚
貸
出
教
材
得

事
規
務
局
組
織
規
程

(事務局組織)

第 7 条 事務局に次の部を置き、業務を分掌する。

1. 総務部（総務課・経理課）
2. 事業部（事業第1課・事業第2課）
3. 指導部

(総務部)

第 8 条 総務部において次の事項をつかさどる。

①総務課

1. 総務（庶務・福祉）
2. 広報
3. 医療安全対策
4. 秘書業務
5. 会員サービス
6. 職員管理
7. 会館管理
8. 警察歯科
9. 連盟（庶務・広報）（出向）
10. その他必要な事項

②経理課

1. 経理出納
2. 経理管理
3. 連盟経理（出向）
4. 全国歯科医師国保組合京都府支部（出向）
5. 京歯株式会社（出向）
6. その他必要な事項

(事業部)

第 9 条 事業部において次の事項をつかさどる。

①事業第1課

1. 公衆衛生
2. 地域保健
3. 学校歯科部会
4. 歯科サービスセンター（事務）
5. 歯科サービスセンター（診療）

6. その他必要な事項

②事業第2課

1. 学術
2. 医療保険・介護保険
3. 調査・情報処理
4. 医療管理
5. 職業紹介
6. 歯科助手教育
7. 青色申告会連合会
8. 専門学校（事務）
9. 附属研究所（事務）
10. 連盟（組織・選対、渉外）（出向）
11. その他必要な事項

(指導部)

第10条 指導部において次の事項をつかさどる。

1. 京都歯科医療技術専門学校業務細則に定める事項
2. 歯の衛生センター附属研究所運営規則に定める事項
3. その他必要なる事項

(事務局の業務分掌)

第11条 事務局の業務分掌は、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（第2条の主幹を削除、職員を係員に変更）

（第2条2項に事務職、技術職の組織を記載）

（第7条総務部、経理部を総務部に統合、事業部事業課を事業第1課、第2課に変更）

（第8条の総務部、第9条経理部を第8条の総務部に統合し、分掌を変更）

（第10条を第9条に繰上げ、事業部に事業第1課、第2課を設置し、事業部分掌の変更）

